

平成29年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成29年3月24日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 稲垣 誠亮	2番 北村五十鈴
	3番 荒川 泰宏	4番 丸山 敬二
	5番 岩井智恵子	6番 高橋 繁夫
	7番 太田 健一	8番 野並 享子
	9番 東郷 正明	10番 中塚 尚憲
	11番 上杵 種雄	12番 市木 一郎
	13番 山本 剛	14番 鈴木 市朗
	15番 矢野 隆行	16番 梶山 幾世
	17番 坂口 哲哉	18番 河野 司
	19番 立入三千男	20番 欠 員

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	寺田 実好	政策調整部政策監 (地域戦略担当)	大藤 良昭
総務部長	遠藤 伊久也	市民部長	上田 裕昌
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	白井 芳治
教育部長	藤池 弘	政策調整部次長	川端 美香
総務部次長	竹中 宏	広報秘書課長	服部 道和
総務課長	赤坂 悦男		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	立入 孝次	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 1 号から議第 1 2 号まで、議第 1 9 号から議第 3 5 号まで
(平成 2 9 年度野洲市一般会計予算 他 2 8 件)
各常任委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第 1 議第 3 8 号から議第 4 1 号まで
(平成 2 8 年度野洲市一般会計補正予算 (第 6 号) 他 3 件)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 2 決議第 2 号
(福祉医療費助成制度の拡大を早期に求める決議 (案))
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 3 意見書第 1 号から意見書第 4 号まで
(組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書 (案) 他 3 件)
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後 1 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

○議長 (坂口哲哉君) (午後 1 時 0 0 分) ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 1 9 人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、3 月 9 日からと同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付をしておきましたので、ご確認願います。

(日程第 1)

○議長 (坂口哲哉君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第18番、河野司議員、第19番、立入三千男議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(坂口哲哉君) 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第1号から議第12号まで、議第19号から議第35号まで、平成29年度野洲市一般会計予算他28件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第4番、丸山敬二議員。

○4番(丸山敬二君) 第4番、丸山敬二です。

去る3月7日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

それでは、質疑がありました議案から順次報告をいたします。

まず、議第21号野洲市くらし支えあい条例の一部を改正する条例について、委員から、「昨年、実行してすぐ改正ということだが、どういった点が不具合なのか。また、事業者の負担軽減になるのか」との質疑に対し、「事業者の方から役員が外国の住所であると住所記載が困難であること。既に暴力団排除の規定があるものについては暴力団照会が不要ではないか」との意見があり、「行政コストと事業者負担の軽減のため改正した。また、市民からも販売している商品を知りたいという要望があり、情報提供を充実するため改正した」との答弁がありました。また、「個人事業主の代表が死亡したときの変更登録の話があったが、変更などの届け出はどのようにするのか」との質疑に対し、「役員の変更は都度遅滞なく行ってもらうが、更新については3年ごとに申請してもらっている」との答弁がありました。

次に、議第25号野洲市税条例等の一部を改正する条例について、委員から、「法人税が3.7%引き下げられると約2,700万円の減収になるということだが、国から交付税に算入されて戻ってくる仕組みが変わっても、ちゃんと戻ってくると考えられるのか」との対し、「一法人から徴収する税金は変わらない。市町村が徴収する税金は3.7%減り、その分国がふえて、そのふえた分を交付税として各市町村に配分されるので、安定していくと考えている」との答弁がありました。

次に、議第32号野洲市空き家の適正管理に関する条例を廃止する条例について、委員

から、「本条例を廃止していくことでなぜ影響が出ないのか」との質疑に対し、「特別措置法で条例の内容を包含しており、計画策定による総合的な空き家対策もうたわれている。また、条例にはない罰則規定もあり、適正な指導がしていける」との答弁がありました。

また、「法律の趣旨は空き家は危険だということから始まっている。空き家を活用するため他自治体では空き家バンクをやっている。このようなことを将来的に見据えて、充実させる必要があると思うが」との質疑に対し、「空き家は資源という考え方であるが、ただ、第一義的には適正管理を行うための指導の徹底と第二義的には空き家の有効利用ということで考えていく必要がある。空き家バンクは改装、改造しなければ住みにくく、草津市でも1件しか事例がないのが実態である。野洲市としては、市の実情に合う中での有効利用を考えていきたい」との答弁がありました。

また、「特別措置法に示された協議会の設置等の施策についてどのように進めているのか」との質疑に対し、「現在はまだ条例の施行中であり、今後、条例を廃止していから特別措置法に基づく施行に移るので、そういった計画の中で対策協議会の設置を考えていきたい」との答弁がありました。

また、「特別措置法ができたことにより予算措置が必要と思われるが、予算措置はしているのか」との質疑に対し、「新年度予算で対策協議会の設置の部分をあわせ、委員報償、旅費を計上した」との答弁がありました。

また、「条例廃止によるメリットな部分はどのようなものがあるのか」との質疑に対し、「特別措置法には計画策定の部分がうたわれていて、総合的な空き家の対策は可能になってくる。また、空き家の所有者に関する情報の利用が可能である。さらに特別措置法では税情報、固定資産税の利用等もうたっているなど、これらの他にも多くのメリットがある」との答弁がありました。

以上が質疑のあった議案の審査報告であります。

次に、ただいま報告をいたしました議案以外の議第20号野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議第22号野洲市防災センター条例の一部を改正する条例、議第23号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議第24号野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例、議第26号野洲市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例、議第31号野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、議第34号相互救済事業の委託につき議会の議決を求めることについては、特に質疑はあ

りませんでした。

以上の10議案を議題として慎重に審査いたしました結果、議第25号野洲市税条例等の一部を改正する条例については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。議第20号から議第24号まで、議第26号、議第31号、議第32号、議第34号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第1番、稲垣誠亮議員。

○1番（稲垣誠亮君） 第1番、稲垣誠亮です。

去る3月7日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第27号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。委員から、「介護保険料の算定について附則により特例を定めることであるが、住宅や土地の売却等で譲渡所得がかかった場合に適用されるのか」との質疑に対し、「今回の譲渡所得の特別控除は、例えば収容交換のための土地を譲渡した場合の5,000万円、居住用財産を譲渡した場合の3,000円の特別控除等であり、それらを適用し、特別控除後の所得で保険料の所得段階を見ていくということになる。適用される租税特別措置法は7つあり、まず1点目は、収容交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000円の特別控除、2点目は、特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円の特別控除、3点目は、特定住宅地税制事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円の特別控除、4点目は、農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円の特別控除、5点目が、居住用の居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除、6点目は、特定の土地、平成21年、22年に取得した土地等であって、所有期間が5年を超えるものを譲渡した

場合の1, 000万円の特別控除、7点目は、今の6つの事業のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5, 000万円の特別控除がうたわれている」との答弁がありました。

議第27号は採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。委員から、「本市の指定地域密着型の通所介護の事業所は何カ所あるのか」との質疑に対し、「平成29年1月1日現在で17カ所ある。そのうち1カ所は指定療養通所介護になっており、寿々ほうすの中にあるデイケアセンターなかさとである」との答弁がありました。

議第28号は採決結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号野洲市青少年問題協議会条例を廃止する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。特に質疑はありませんでした。

議第33号は採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 第8番、野並享子です。

去る3月7日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案等を審査するため、3月15日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第19号野洲市農業委員会の委員の定数に関する条例について、関係課より詳細な説明を受け、審議を行いました。委員から、「規則第1項に7月20日から施行、附則第2項に準備行為の規定がある。また、改正法では募集期間は1カ月間と規定されている。しかし、本市では1月末には既に自治連合会に話がされている。条例は通っていないにもかかわらず

ならず、早過ぎるのではないか。改正法では女性、青年を積極的に登用とあるが、自治連合会にはそのことが説明できていない。法改正で決められた一般公募もしていくべき。中間報告はするのか」との質疑に対して、担当課から、「2月に規則の概略は固まっていた。自治連合役員会では年度末で自治会の役員が替わる前に聞きたいという要望であった。26人の半数は認定農家でとお願いした。公募については、今回は市長任命に変わるが、野洲市の地域性として遊休地対策や高齢者から担い手への誘導が図れ、集積率が70.3%である。今までのやり方を余り変えず、当然若者の農業者や女性は必要とあるので、そのあたりは周知しながら延長線上の中でも公募をしたい」との答弁がありました。この答弁に対して、委員より、「既に自治会では人選が行われている。若者も女性もいない状況、しっかり伝わっているのか心配」との質疑に対して、担当課から、「この議会が終わってから農政課でしっかりやっていく」との答弁がありました。

次に、委員より、「団体推薦に農地中間管理機構が入っていないのはなぜか。また、農業に全く関係がない社会福祉協議会が入っているのはなぜか」との質疑に対し、担当課から、「中間管理機構は集積を行い、農業委員の相談に乗る組織である。一方、社会福祉協議会は今後ふえるであろう認知症の方、また精神障がいのある方など、自分で判断がしにくい方に対する権利擁護事業に精通しているので、1名をお願いしたい」との答弁がありました。この答弁に対して、委員より、「かつて女性の委員を中主から1人、野洲から1人と自治連合会長に頼みにいった経験があるが、中主では順番が決まっていると言われ、野洲で何とか自治会長から推薦してもらった。これからは女性や若い人に入ってもらって活躍してほしい」と要望されました。

次に、委員より、「社協と環境、または消費者団体というのは利害関係のない役ということか」との質疑に対し、担当課から、「そのとおりである」との答弁がありました。

次に、委員より、「農業委員の中の女性の比率が低い。県内でも東近江市で6人、大津市で5人の女性が入っているが、野洲市は1人。本市の男女共同参画の目標は3割以上を女性にと言われている。北野学区や野洲学区の1人枠では女性は無理ではないか。女性や青年が農業に関係のない人、また朝市に出荷している女性など、手を挙げようにも規則で決まってしまう。修正をしていただきたい」との質疑に対して、担当課から、「男女共同参画審議会でも話が出ているが、農業委員もだが、自治会長も女性が少ない。地域の中で方策を話し合ってもらい、そのように進めたい」との答弁がありました。議員間討議では、「女性の意見を聞いていくというのはまちづくりであって、必要があるなら、行政が仕

組みをつくれればいい」、また、「農業をしている男女比は半々。畑は7割ぐらい女性。次の世代の若者の登用、青年の登用が必要ではないか」、また、「2分の1は認定農家だから、当然青年も出てくる可能性は十分にある。女性は社会福祉協議会と消費者団体から出してもらうよう誘導したらよい」との意見が出されました。

以上、質疑応答を繰り返し慎重に審査しました結果、賛成多数により可決されました。

次に、議第29号野洲市野洲駅自由通路昇降機条例の一部を改正する条例について、関係課より詳細な説明を受け、質疑を行いました。

質疑はなく、全員賛成により可決されました。

次に、議第30号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について、関係課より詳細な説明を受け、質疑を行いました。委員から、「公園のそばに川が流れている。トラロープを張っているが、事故が起こらないように対策が必要ではないか。事故があれば責任はどこか」との質疑に対して、担当課から、「安全対策の開発指導ができていなかったもので、トラロープを張ったが、平成29年度で対応したい」との答弁がありました。

以上、質疑応答を繰り返し、慎重に審査しました結果、全員賛成により可決されました。

次に、議第35号市道路線の認定についてを関係課より詳細な説明を受け、質疑を行いました。委員から、「幅員4.4メートルから7.1メートルと随分幅がある。開発指導では6メートルだが、整合性はあるのか。市道に認定しても問題はないのか」との質疑に対して、関係課から、「7.1メートルの部分は、いわゆるばちに当たるところであり、4.4メートルの部分は橋梁である。個人の橋で、3月に寄贈していただいた。市道の認定基準では幅員が4メートル以上の部分が80%を占める規定となっており、認定しても問題はない」との答弁がありました。

以上、質疑応答を繰り返し、慎重に審査しました結果、全員賛成により可決されました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果といたします。

なお、閉会中の継続審査または審査に付すべき事件について発言がありました。委員から、「今年はアユがゼロに近い漁獲量になっている。もう育たない琵琶湖になってしまったというのが現実である。40億年もきれいな琵琶湖だったのがたった40年で魚も育たないようになってしまい、環境悪化が明確になった。出前懇談会のように地元の漁師に話を聞きに行き、現実を調査するのが常任委員会の仕事ではないか」との発言があり、委員間で議論をしました。その結果、6月議会までに出前懇談会を実施し、現状を調査することに決まりました。

以上、報告といたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第12番、市木一郎議員。

○12番（市木一郎君） 第12番、市木一郎です。

去る3月7日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月13日、14日及び15日に各分科会を、また、22日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第1号平成29年度野洲市一般会計予算、議第2号平成29年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第3号平成29年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第4号平成29年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第5号平成29年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第6号平成29年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第7号平成29年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第8号平成29年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第9号平成29年度野洲市土地取得特別会計予算、議第10号平成29年度野洲市水道事業会計予算、議第11号平成29年度野洲市下水道事業会計予算、議第12号平成29年度野洲市病院事業会計予算、以上12議案を議題として、3月22日の予算常任委員会では各分科会に分担しました平成29年度予算案が詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長報告で受けました。

その後、議第1号及び議第9号について、立入三千男委員他3名より修正案の提出がありました。修正案の内容は、議第1号平成29年度野洲市一般会計予算に対する修正案は平成29年度野洲市一般会計予算中、市立病院整備推進事業費に係る本予算計上分を減額しようとするもので、主に市立病院整備推進事業費に係る病院事業会計貸付金など、5,753万5,000円を減額する。また、議第9号平成29年度野洲市土地取得特別会計予算に対する修正案は、市民病院施設の建設用地に関する予算計上分の11億2,505万円を減額するというものであります。修正案の提出者の説明の後、質疑や議員間討議

を行い、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、立入三千男委員他3名から提出された議第1号に対する修正案及び議第9号に対する修正案については、賛成少数でありました。

次に、議第1号及び議第9号の原案については、賛成多数でありました。よって、議第1号及び議第9号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第2号から議第4号並びに議第12号の4議案については、賛成多数でありました。議第5号から議第8号並びに議第10号及び議第11号の6議案については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第1号平成29年度野洲市一般会計予算に対し、立入三千男議員他3名から、お手元に配付いたしました文書のとおり、修正の動議が提出されています。これをあわせて議題といたします。

これより、修正案に対する提出者の説明を求めます。

第19番、立入三千男議員。

○19番（立入三千男君） それでは、ただいまご指名でございますので、議第1号平成29年度野洲市一般会計予算に対する修正の動議について説明を申し上げます。

それでは、提出いたしました議第1号平成29年度野洲市一般会計予算に対する修正案について、提出者を代表して説明を申し上げたいと思います。

まず、議第1号平成29年度野洲市一般会計予算に対する修正案は、平成29年度野洲市一般会計予算中、市立病院整備推進事業に係る本予算計上分を減額しようとするものでございます。

本定例会の代表質問におきまして、市民病院の整備につき幾つか質問されたところでございます。その答弁をお聞きいたしました。野洲市の厳しい財政状況の中で新病院整備事業という大型プロジェクトを進めることにあたっては、住民の皆さんのコンセンサスを得ていないことの問題に対し、住民のコンセンサスを得ていくことは必要不可欠との答弁でございましたが、必要不可欠とのお考えなら、事業を進める前になぜ先に住民のコンセ

ンサスを得ようとされないのか。また、建設費の高騰による財政上の問題に対しての答弁では、駐車場分を延べ床面積に算定できるため、36万円を上回ることはないとのことでした。

また、建設工事費の動向についてはほぼ横ばいであると、いずれも何の根拠も示されず答弁されました。

さらには、野洲市民病院の整備に関する責任の所在の問題に対しては我が国の地方自治制度では二元代表制であり、議会が可決して認めた以上、地方公共団体の機関としての共同責任であるとの答弁でございました。市長は行政のトップでございます。議案の提案者でもございます。その市長が自らの責任をうたわず、議会との共同責任とまるで責任転嫁をするような答弁をいただいたところでございます。このような答弁では、私はもちろん、市民の皆さんも市の将来を見据えると不安でならないと思います。このようなことでは市民の不安を払拭することはできません。

以上のことから、平成29年度野洲市一般会計予算中、市立病院整備推進事業に係る予算計上分を減額しようとするものでございます。

それでは、内容についてご説明を申し上げたいと思います。

別紙、平成29年度野洲市一般会計予算に対する修正案をご覧いただきたいと思います。第1条第1項に規定しています歳入歳出予算の総額を198億7,246万5,000円に修正するものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算におきましては、歳入の表については款17繰入金、項1基金繰入金を2億5,495万1,000円増額し、11億7,992万1,000円に修正し、また項2特別会計繰入金を3億1,248万6,000円減額し、7,726万1,000円に修正するものでございます。

また、歳出の表につきましては、款7衛生費、項1保健衛生費を5,753万5,000円減額し、6億3,318万7,000円に修正しようとするものです。

次に、歳出の減額の内訳でございますが、お手元の資料の6ページ及び7ページに掲載しておりますとおり、衛生費で主に市立病院推進事業費に係ります病院事業会計貸付金5,000万円及び病院事業会計出資金694万6,000円を減額しようとするものでございます。

以上、説明といたしますが、市民病院整備は本市の将来の財政運営を左右しかねない大きな課題でございます。将来を真っすぐ見詰めることは大事ですが、それと同様にしっか

りと周囲を見渡すことが大事かと考えます。議員の皆さんの賢明なご判断をよろしくお願い申し上げ、修正案の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） これより、議第1号に対する修正案に対し、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

（午後1時34分 休憩）

（午後1時39分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

なお、質疑とは疑問点をたずねることで、自己の意見を述べることはできませんので、簡明瞭にされるよう希望します。

第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

今日は市民の方が多く来られていますので、数字の提示をしっかりといただきたいと思っておりますので、ちょっと質問させていただきます。

議第1号平成29年度野洲市一般会計予算の修正案について1点だけ質問させていただきます。

議第1号平成29年度野洲市一般会計予算、1つ目、款4衛生費、項保健衛生費の5、753万5,000円の内訳を市民の皆様にはわかりやすいようにご説明していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 立入議員。

○19番（立入三千男君） ただいまは、議第1号平成29年度野洲市一般会計予算中、先ほど説明いたしました款4衛生費、項保健衛生費の5、753万5,000円の内訳をというような問いかけでございますが、今回の修正案に対しての説明資料、別紙1号というようなことで、皆さんのお手元に配付させていただいているとおり、ページ数6並びに7ページで5,753万の内訳についてご説明を申し上げますと、21の貸付金というようなことで、他会計貸付金5,000万円、そして出資金に694万6,000円、そし

て病院事業会計補助金4万9,000円、そして事業委託料、これは13の委託料ですけれども、1,121万4,000円という項目がございますが、そのうちの54万円、合わせて5,753万5,000円になるところでございます。

以上、説明にかえます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

もう一点だけ再質問させていただきますので、お答え願いたいと思います。

今、立入議員から説明ありましたけれど、この中に病院関係でございますけれども、新規事業といたしまして、款4衛生費、新規事業の中で、これ御上会野洲病院からの資産と機能の継承に関わる調査及び検討ということで111万8,000円というのが盛られているわけでございます。その内容といたしましては、野洲市民病院の円滑な開院及び運営を目指すための御上会野洲病院の資産と機能の継承に関わる具体的な方法を検討すると共に基本合意等の法的手続を進めるための予算でありますので、これだけは今回の予算から削除されておりますけれども、この辺のところの見解を述べていただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 立入議員。

○19番（立入三千男君） ただいまの質問は平成29年度予算資料というようなことでの105ページの御上会野洲病院からの資産と機能の承継に係る調査及び検討の118万8,000円のお尋ねだと思いますが、その118万8,000円のうち、法律相談弁護士料として64万8,000円、それとプラスになるんですけども、基本合意書作成費の54万円、この54万円は先ほど申し上げました今の委託料に含まれているということでございますので、64万8,000円がそのまま野洲病院の2段階方式というようなことで私ども申し上げておりますから、そちらの分でございますので、64万8,000円については減額を提案しておりません。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

今の立入議員の回答でいきますと、一応、野洲病院は必要だということで認識してもよろしいでしょうか。2段階方式までは吟味してもいいということでしたので、そういう受けとめ方で、答えられる範囲でいいですけども、ご回答できるようであればお願いいた

したいと思います。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 立入議員。

○19番（立入三千男君） 先ほどもお話しさせていただきましたように、野洲病院への64万8,000円は減額をいたしておりません。その点については、私どもとしては、今の野洲駅南口に、そして直営というようなことに反対しているところでございまして、野洲病院を2段階方式でうちは今言う、市立病院化をして、指定管理なり独法なりでのというような思いで、今回、そのような調査費で減額をいたしてないということでございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、第7番、太田健一です。

議第1号平成29年度野洲市一般会計予算に対する修正の動議に対する質疑を行います。

大きく4点に対してお聞きしたいと思います。

まず1点目ですが、この提案理由説明の文書の中には事業を始める前になぜ先に住民のコンセンサス、これ合意形成という意味ですが、この合意形成を得ようとされないのかとありますが、何を根拠に住民の合意形成が得られていないと考えておられるのかをまずお尋ねします。

2点目ですが、執行部が示しています駐車場分を延べ床面積に算定できるため36万円を上回ることはないであったり、建設工事費の動向についてはほぼ横ばいであるという、その執行部の説明に対して、いずれも何の根拠も示さずというふうに提案説明にはあります。しかし、野洲市民病院整備特別委員会で説明された資料があるんですが、このレイアウトが入っていて、細かい資料をいただいて、これは市民懇談会するときにも示されていたものですが、この資料の中には病院駐車場を立体構造で病院事業において整備することとした副次的としても、病院事業債の交付税措置の算定対象となる施設延べ床面積もその分広がるため、病院本体の価格が昨年2月に試算した例により、2割上がっても交付税措置の基準、平米36万円を上回る特定分は発生せず、一般会計からの繰出金において交付税の措置がない部分は発生しない見通しとなったというふうにかかれております。このようにしっかりとした根拠が示されているのになぜ根拠がないと疑念を持たれているのかをお伺いします。

3点目ですが、議案の提案者である市長が自らの責任を負わず、議会との共同責任とまるで責任転嫁するような答弁というふうにあります。この提案理由説明に記載されている市長答弁の我が国の地方自治制度では二元代表制であり、議会が可決して認めた以上、地方公共団体の機関としての共同責任であるということそのもので、議員であれば、それは理解されていると思いますが、それ以上でもそれ以下でもありません。市長も私たち議員も市民の選挙によって選ばれ、議員は市民からの願いや思いを負託された中で議決権を持って臨んでいるわけであって、市長や議員が個人の思いで新病院建設を考えていたり、望んでいるわけではなく、多くの市民や医療、介護、福祉の関係者、野洲病院に通院されている人、入院されている患者の方々であったり、お見舞いに来られる家族の方々の願いを背負って、この計画を進めているわけです。

これ、新聞報道もされていましたが、ここにある新聞報道の記事です。先日、野洲市の元代表監査委員である税理士の山川氏から、この報道に書いている内容には、市議全員に対してここに手紙が、僕にも来ているんですけど、今後、計画が見込みどおり進まず、市民負担が増大した場合には、住民監査請求や市長と病院関連の議案に賛同した市議への損害賠償請求の手続をとるといったような要望書が届いていますが、これは議員だけでなく、新病院整備を願う多くの市民の方々、今日もたくさん来られていますが、そういった市民に対するおどしともいべき内容だと思います。これはかなり大きな問題だと思います。こうした責任追及をされるのであれば、いや、関係あります。ここに書いているんですから、責任をどうするんですかと。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩します。

（午後1時52分 休憩）

（午後1時53分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（太田健一君） この提案理由説明に書いてある責任追及というのをされるのであれば、そもそも野洲病院の経営が立ち行かなくなったところからこの新病院建設の計画が始まったわけですね。反対されている議員の方の中には過去に野洲病院の運営に関わってこられた、これは理事の方々もおられますけど、その責任も同じことと言えるのではないかなと思います。

さらに、逆を言うなれば、この新病院建設の計画は今回、とまってしまうことになったことによって、野洲市の中核的な医療が守れなくなった場合の責任は逆にどのようにとら

れるおつもりでいるのかというのを伺います。

次、4点目、最後ですが、この修正案が仮に可決すれば、新病院建設の計画がとまることになりまして、野洲市の地域医療を守るという点において深刻な事態となることが想定できます。以前、2度目の否決の後に野洲病院の土曜診療が困難となって休止になったり、小児科医の引き揚げによる輪番体制の崩壊などが生じまして、さらには野洲市そのものの評価も下がって、これまで野洲駅南口の構想を共に行ってきたURが足踏み状態、後ろ向きになる事態となっているということも代表者の市長答弁の中にありました。

前回の特別委員会の中で議員間討議が行われましたけど、その中で2度の否決は関係ないとか市民の思いはどうでもいいといったような発言がありまして。

(発言する者あり)

○7番(太田健一君) いや、市民の方々も聞いておられるので、その流れがわからなければね。

(「市民は関係ない」の声あり)

○7番(太田健一君) 市民は関係ないって、そこを、問題を言っているんです。それ、おかしいんじゃないんですか。いや、質疑をするためにまず説明が要りますね。

(「説明じゃないぞ」の声あり)

○7番(太田健一君) 何の説明をいうのを。

(「議長の言葉を真摯に受けとめて、質疑しなさいな」の声あり)

○7番(太田健一君) いや、質疑のための今。前段がないと、そんなものぼんと言ってもわからない。

(「修正案の中にはいっつも書いてませんやん、今の弁護士の話とか。そんなもん、出てきませんやん」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 暫時休憩いたします。

(午後1時55分 休憩)

(午後1時56分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番(太田健一君) 要するに、今の現状を見てもらったらわかるように、市民の方々とか医療の現場は関係ないといったような発言がたくさんありました、議員間討議の中では、野洲病院のスタッフの皆さん、今、本当に厳しい経営状態からこの新病院建設の計画を高いモチベーションとして、現在の病院の運営を頑張っておられます。収支がよくなっ

ているのはそれのおかげです。新しい新病院ができるということをモチベーションにして頑張っておられます。野洲守山医師会の開業医の方々もこうした新病院との連携、それを踏まえた地域医療の存続というのに懸命に力を入れておられます。尽くされています。今回、出されている基本設計案に関しても、野洲病院のスタッフの方々がわざわざ忙しい時間の合間をつくって、設計業者と地域戦略課と共に練り上げられたレイアウト、基本設計案となっています。議決されてしまえば、そうした方々のモチベーションさえも奪ってしまうこととなります。こうした事態になった場合、どのような対策を行って、野洲市の中核的な地域医療を守っていく考えを持っておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 立入議員。

○19番（立入三千男君） まず、何点かお尋ねをいただいたところですが、野洲病院の今日までの理事という立場でいる者が今回、このようなことでどのような責任をとるのかという話もございました。私は長い間、議員していますから、野洲病院の理事、他のうちの古い議員さんでも数名おられるんですけども、3億を3年間、野洲市が不交付団体の段階であったと思うんですけども、今、支援をしよう、地域の中核医療機関という位置付けで支援をしようというようなことでやってきました。そのようなことも全て議会で議決をし、承認をいただいての3億の貸し付けを3年間してきたということでごさいます、これも議会で今言う、承認をされて、そのようなことをしているということで、そのようなことをしてきたおかげで今日まで、やはり地域の中核医療機関として市民の健康を守ってきてもらったんじゃないかという思いをいたしております。

それと、今言うようにコンセンサス、例えば一例を申し上げますならば、野洲駅南口の周辺の方々が、病院は反対されていないんですけども、野洲駅南口ではというような話でもありますし、そのような方たちとか、やはり今言うように、何100人か、反対署名というようなことで出された方、そういう方たちとのコンセンサスづくりはどのような場を持たれてされたのかなど、そのようなことも思いますし、まあ一々、私は提案させてもらった、提案説明の範疇ならば何でも言うんですけども、要するに、私ども、やはり野洲駅南口に、病院は要らんとは言っていない。必要性は十分感じています、私も年ですから。将来に禍根を残さないというようなことで、直営には、やっぱりそのような国の方の、総務省でございますが、公立病院の改革プランということで、公から民へというような誘導をされている中でございまして、今日も何や新聞に載っていましたね。公設を民と持っていくというようなことの中で、そういうふうなことであえて民間の野洲病院をなぜ公立に

するのかが、そしてなぜ全体敷地面積が少ない野洲駅南口にするのかな。敷地面積が足りないんですから、駐車場は立体駐車場にならざるを得ん。それが当初、7層でしたか。今、4層というような中で、この建設費も当初は5億というようなことでされていたんですけども、直近の、今、いろんなことを見せてもらうと9億7,000万円、駐車場だけでそのような金額にもなっていますし、そのようなものをふやして、それと病院の職員さんのモチベーション、私どもは野洲病院を、要するに、先ほども申し上げているように、市立にはするけど、運営形態は独法とか指定管理者とか民間というようないろいろな手法があるんですけども、あの直営だけには絶対、やっぱり素人が病院経営は無理だという思いをして、指定管理者とか民間とかというような方法、経営手法を訴えているところでございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 提案質問に対して質問してくれということで、今、答えられたことは提案質問された答えなので、それに一定再度質問させていただきたいと思います。

何点かあるんですけど、まず1点は、これまで過去の野洲病院の理事をされてこられたということに関して、3億を3年間支援しようということで頑張ってやってきたと。その結果が今の地域医療を守っているということを言われて、それはもう議会で議決されて承認されてやられたことだと言われましたけど、それこそ、12月議会にこの病院の設置のための条例が賛成多数で可決されましたね。それも議決されて、今、進んでいることですね。それが、今の進んでいる計画に大きな問題があるならば、そこに道理はあるかもしれないですけど、ないですね。その大きな道理、今の提案説明の中に書いてあることも過去に今までやりとりしてきたこと、先ほど話された駅前のこと、直営のことというのは今まで執行部側も僕らも何度も説明を聞きましたけど、それでは、やはり検討はしたけど、厳しいということを専門家の方々も入られて、滋賀医大の方も入られて、厳しい中で今のこの新病院の建設計画というのが出ているわけですから、それこそ、先ほど言われたことをそのままそっくり胸に手を当てて、ちょっと感じてほしいと思うんですけど、その点に関しては、まずどう思われているのか。

コンセンサスに関してのことなんですけど、もちろん反対されている方、駅前だけじゃなくて、僕の暮らしている近江団地の方にも、やっぱり駅前はよくないという方も確かにおられます。全員が全員、駅前で病院直営でと言われているわけではないです。ただ、そ

これは当然そうなんですけど、ここの提案説明の中に書かれているのは、市民の半分の方が病院を反対されているということと言われて、それ答えを欲しかったんですけど、先ほどなかったんで、多分、これはこの間の予算常任委員会の際の議員間討議のときに言われていたので、あえてそのことをまた言われると思うので、そこでは、立入議員が市長選挙の結果のことを言われていたんですね。市長選挙の結果は、要は、山仲市長は当選はしたけど、それはもうぎりぎりの接戦やったということで、ということは、半分の方々が病院を反対されていると言われてるんですけど、そのときに質問しようと思ったら、何か質疑したらあかんみたいなことを言われたので、できなかったんで、今回、ちょっとそのことについて改めて聞きたいと思ひまして、コンセンサス、市民の半分の方が反対しているということに対してね。

要は市長選挙というのは、その市長選挙が始まる前にもう既に病院計画というのは進んでいたわけですね。議会でも議決して進んでいる。ということは、市長選挙はそもそも病院の問題は争点じゃないんですね。仮にそれでも何やかんや言って、対抗で出られた方が病院を反対ということで出られていたので、仮に、じゃ、それが市長選挙が病院問題ということで闘われたとしたならば、結果は今も状態です。明らかですね。山仲市長が勝ったわけですね。ということは、市民の皆さんが、多くの方が、過半数の以上の方々が病院を望んでおられるということにつながる、それを認めるのが当然じゃないのかなと僕は思います。その点に関して、2点目ですかね。

もう一点だけ。先ほどちょっと答えてもらえなかったんで、改めてお聞きしますが、今回のこの修正案を出されて可決された場合に問題が起きると思っています。その1点が起債ができなくなる。もう一点が滋賀医大との連携が崩れていく。滋賀医大の野洲の今の計画がまたとまるということになったら、見方が変わってきますね。そういったような影響も出ると思います。

モチベーションに関しては、先ほど、言われましたけど、野洲病院の方は今の計画を進めてほしいということで進めているから、その計画はとまるということはモチベーションが下がると、その点に対してどう思われるか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 立入議員。

○19番（立入三千男君） ただいまは何点か質問されたところですけども、まず、今の言う、昨年12月議会で、11月議会になるのか、開会日は11月。条例案が可決しているのというようなのでございましたが、今の太田議員の会派では今までいろんな施策に対し

て、あかんとっていつても一貫して反対を毎年毎年連ねておられるというようなことで、これはポリシーのもとで動いていますから、条例は賛成の方は過半数で成立していますけど、今まで賛成でなかった者が、反対していた者がもう通ったさかい賛成と、もうそんな物の考えはないと思いますよ。一貫して、言うように流れがそうなったさかい、そっちの方に流れていくというような問題じゃございません。一貫して、私どもは野洲駅南口で、そして市の直営は除いたと、そのような熱い思いをしていますから。

それと、起債ですけども、今のこれが、今、このようなことで、起債が県の方が何とか、総務省になるんですけど、そこらの、今言うように、こういうふうなことでしていたら、どうなるのだというような話ですけども、現時点で起債承認されるんですか。いろんな情報、いろんなことを聞かせてもらっているんですけども、今のこれが病院が否決されたら、そやさかいに否決された、もちろん否決されたら、もちろん着手できないんですけども、私ども、今、病院はそれで、話はまた余談になるんですけども、要らないとは言うてませんから、やはり市民の健康を保持、増進というようなことで守らなならんと思っていますから、病院の必要性はくどくど申すところでもございません。

それと、市長選の結果。あの市長選はご存知のように投票率50%、そして山仲現市長の得票率は51%というような、そのような中で野洲市民、有権者4万人がおられる中で、2万人の投票であって、そういうふうなところでの拮抗差での当選、まあ1票でも勝ちも勝ちですから。しかし、民意としては、やはりこのような大きな一大プロジェクトをやるときには、やはり大半とも言いません、少のうても、市長だったかな、このような病院での話で、3分の2ぐらいはというようなことで、凍結という方向性を出された時期もあったんですけども、今の1人が反対に回る、賛成に回るというような状況下が今日を迎えているというようなことで、いま一度このような、私ども議会もそうですし、市民の皆さん、有権者の皆さんのお答えもそのような判断で、今、動いているという中で、今、一方、慎重に事を進めてほしいという思いをすることでございます。

それとまた、ちょっと外れるのかもわかりませんが、そもそも野洲病院が2010というような改革プランで、今の野洲市の方に、要するに公設民営、市が建てて、うちに返してくれという話がそもそも舞い込んできたというような状況でございまして、その中から市長が、やはり野洲駅南口で直営でというセット提案をされたというような背景があるということでのことでございまして、それは病院の職員のモチベーションというようなことで、やはり、市民の健康保持、増進というようなことで、私どもは病院は要らんとい

うようなことは言っていません。野洲病院を、やはり中核医療機関の中核というような据え方をしておりますし、そのようなことで、市民の命、健康を守るためにももちろんスタッフの皆さんはモチベーションを持ち続けていただきたいと、このような思いでございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 最後の質問になるんですが、共産党の活動もお褒めいただきありがとうございます、一貫してやっているという話ね。病院に関しては、反対されている方の中ではさまざまなスタンスでおられるので、当初から反対されている方と途中から反対された方と、賛成したり、反対したりしている方といろいろおられると思いますけど、病院は要らないということを言っていないと言われて、野洲病院は大事だと言われているんですけど、今までずっと何度も説明を聞いている中に、今の計画は進まないと言われている野洲病院は存続できないということを執行部からも説明をずっと聞いてきているわけですね。その点に関して、多分、何度言うてもこれはもう平行線になるので、もうお答えはいいんですけど、大事なのは、先ほど僕が質問したところで答えてもらっていない1点、滋賀医大との連携、今、一生懸命連携して、協力して、野洲市の新病院ということに携わってくれているわけですけど、今回、議決したら、そことの連携もまずなってきますね。その点に関して、どのように思われているのか。最初に聞いたときに出てなかったです。そこをちょっと1点。

もう一点だけ、コンセンサスに関して、いろいろ言われたんですけど、市長選挙に関しては、そもそもそれは争点じゃないと思っているので、そもそもその話はおかしいと思っておりますが、それ以外で、例えば半数、市民の半分の人が不安に思っておられるというふうに提案理由に書かれていますけど、この事実を証明できるような何か調査されたとか、何かそういった結果を示せるようなものがあるのか、ないのか、それだけでいいので、あれば示してほしいんですけど、それも最後をお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 立入議員。

○19番（立入三千男君） ただいまの質問で滋賀医科大学との連携をいかがするかというような思いでございましたが、野洲には立派な県の健康福祉医療部の次長さんというような方もおいでですし、いろんなことの皆さんのお力を頂戴して、やはりそちらの医療関係とのパイプを密にしてもらって、お願いをしていきたいなという思いをしています。

それと、何やったんな。何を言うたんや。もう一つ何言うたんや。

(「コンセンサスに関してですけども、今般、市長選に対して何か調査されたのか」の声あり)

○19番(立入三千男君) そのようなことはいたしておりませんし、お答えできません。

○議長(坂口哲哉君) 第8番、野並享子議員。

○8番(野並享子君) 第8番、野並享子です。

議第1号平成29年度野洲市一般会計予算の修正案に対する質疑を行います。

まず、修正案の説明におきまして、住民とのコンセンサスを得ていないと言われました。しかしながら、小劇場で市民懇談会が行われ、賛成、反対の意見が出されましたが、賛成の方の発言が多かったのではないのでしょうか。また、昨年、文化ホールでフォーラムもされ、市民に広く議論を呼びかけられました。そのとき、会場から意見も寄せられ、それぞれの専門の方々が答えておられました。また、先日は市民懇談会も行われました。また、自治連合会の役員会や老人会などでも市は説明をされています。さまざまなコンセンサスは踏んでこられたと考えておりますが、それ以上にどのようなコンセンサスが行われればいいのか、具体的にお尋ねをいたします。

次に2点目、修正案の説明で、本定例会の代表質問において、市長が二元代表制であり、議会が可決し決めた以上、市長と議会の責任との答弁は議会に責任転嫁をしているということ、市の将来を見据えて不安でならないと発言をされていますが、責任転嫁ではないというふうに思います。以前、野洲小学校をPFI事業で建設するとき、私は通常よりか10億円ぐらい高くつくから20年間大和ハウスに利益を保証することになるということで反対をしました。その当時の議員さんは賛成をされまして、ここにおられる方もおられるかと思います。山仲市長になって、違約金を払い解約をされました。その当時の議員さんにも道義的な責任があるというふうな形になるのではないのでしょうか。この点の見解を求めたいと思います。

3点目、予算常任委員会で修正案に対しての議員間討論で、なぜ直営で行うのかと発言がされました。今も立入議員が直営ではだめだということを何度もおっしゃっています。今、計画されている市民病院は在宅介護、地域包括支援などを支えるように、また今の中では回復期とリハビリで99床、約半分は高齢者のための病院をつくらうとしております。さらに、小児科や内科や整形外科など、診療科を絞りながらもこれからの医療を見据えた内容となっています。公立病院だからこそ、医療と福祉、地域の医師会との連携ができ、市民のニーズに合った在宅介護が充実すると思います。この点のどこがだめなのか、お尋

ねしたいと思います。

4点目は、修正案の議員間討論で、修正案に賛成されている議員の方が野洲病院は市立病院にするのだから、病院としては残るということをおっしゃいました。前の西館、北館の建物は使えるのだから、耐震ができていない東館の建て替えをすればいいのではないかというような発言であったかと思います。この議論は昨年2月12日の野洲病院の支援継続可能性調査報告書で専門家や野洲病院のスタッフとの聞き取りでだめだという結論が出されています。具体的に言うならば、エレベーターに防火扉がない、消防法上問題がある、廊下が狭い、1床当たりの必要床面積が、6.4平方メートルが確保されていないなど、こういった構造上問題があるということが言われていました。いまだに病院として使い続けるということを発言されていますが、これは大いに問題があるのではないのでしょうか。もう既にできないということで結論は出ております。そしてまた、東館の建て替えも奥の駐車場は民間の借地であり、あそこに7階建ての建設というのは無理です。日照権の問題もあり、そして何よりも病院のスタッフの方々が、動線が長くなるからといって反対をされていますが、建て替えをこういった野洲病院のスタッフの方々とコンセンサスを取得、あそこでの病院の建て替えということをおっしゃっているのでしょうか。どういうコンセンサスをされたのでしょうか。根拠として出していきたいと思います。

5番目は、議員間討論で修正動議に賛成されている議員が湖南4市での広域医療を考えるべきという発言をされました。この発想は野洲市に中核医療機関は要らないというような考えなのではないでしょうか。総合病院として、野洲病院は輪番の位置付けがされており、県も野洲市に中核医療機関は必要ということが言われております。立入議員は野洲病院は必要、病院は必要ということをおっしゃっていますが、今回修正動議を出されている方々の中の発言の中にこういった発言がありましたので、これはちょっと確かめておかなければならないというふうに思います、意見がばらばらという中でこの予算を削減されるというのはいかなるものかだと思いますので。

そして6点目、今回の修正動議が可決されれば、またしても病院事業はストップします。32年の開設を待っておられる多くの市民や医師会や病院のスタッフの人たちに対して、どのように理解を求めていかれるのか、それを明らかにしていただきたいと思います。

次に、市民が待ち望んでおられる市民病院をストップするような修正動議は野洲市の評価が落ちます。現野洲病院のスタッフのモチベーションも落ちます。運営にも大きく影響すると考えますが、この点をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（坂口哲哉君） 立入議員。

○19番（立入三千男君） 先ほども申し上げましたように、修正案の提案というようなことで、29年度の当初予算に病院関連予算を計上されているのをその部分だけを削減というようなことで修正案を提出させていただいているところでございますが、答えられる範疇で答えたいと思いますが、先ほども太田議員からも言われたんですけども、市民のコンセンサスを得ているのかというようなことで今もお話ございましたが、過日の一般質問で丸山議員からの質問の中で、駅前から反対が出ているが、市民の合意は得ているのかと質問に対しまして市長は手続をしているとしか答えておられないということございまして、これでは、今言うように、このようなことではコンセンサスを得られているというように思いではないと思います。

それとPFI。PFI、民間資金の活用というようなことで、近江八幡の市民病院もそうでしたし、医療センターも、そして衆議院議員会館とか、いろんなところで民間資金活用というようなことでPFI方式を採用されているんですけども、うちも野洲小学校、また野洲幼稚園、まあ野洲幼稚園は全体ではございませんけど、そのようなことで民間資金というようなことで、一度に大きな財源が要らないというような中で、年賦償還といえますか、そのような中で、ここ数年前、いろんなPFI方式という中で、余りにもよその小学校、幼稚園と比べても野洲の維持管理が、掃除も全部メンテナンスはやってくれますから、そういうふうな中で、やはり他校舎との兼ね合いもございまして、そういうふうな中で、そして経費的なこともございまして、見直しをされたという背景がございました。

そのようなことで、一時ブームといいますか、そのような民間資金の活用というようなことでPFI方式というようなことが上がってきたというようなことで、今回、この数年前に山仲市政になって、この見直しをされたということは、私は、やはり野洲小学校なり、野洲幼稚園に毎年過重な投資をしているというようなことで見直されたという思いをしておりますから、この点は評価いたしたいと思います。

それと、PFI方式をやってきて、今言うように、違約金とか、市に損失を与えたというような中でございまして、もしそれが今言うように法的に可能ならば、私はそのようなことで請求されればよいと思いますよ、これも議会での議決ですから。

それと、広域の問題は私はちょっと存じませんし、私は発言していませんから、お答えいたしません。

それと、5番目の項目に対して、今回の修正動議が可決されれば、またしても病院事業

はストップします。32年、開設を待っておられる多くの市民や医師会、野洲病院の云々、そのようなことをどのような、何も私どもは病院を要らないということを申し上げておりません。野洲病院の今でいう市立化ということで、同じようなことを何度も申し上げておるとおりでございます。

野洲病院を私どもは市立化し、そしてご存知のように野洲病院の東館だけは耐震基準を満たしていないということで、老朽化ということでございますけれども、他の西館とか、そのようなところはまだ使用可能といいますか、十分ご利用いただけるという中でございまして、東館の耐震化とか、また建て替えということについては、今後、このようなことで市立病院化できたら検討されるものと思いますし、すべきだと思います。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） ただいま、立入議員から答弁がありました。かなり飛ばされての答弁です。お昼前には私していたと思います。しっかりとした答弁をしてほしいという思いで質疑の内容をお渡しいたしました。

今、1点目のコンセンサス、合意の問題で具体的に、そしたらどうというような、あと、したらいいのか、何をしていればいいのか。もういっぱいされていると私は言ったんですけども、されていないというんだったら、何をすればいいのか。それで言われたのが駅前で反対している人たちのそれが合意ができていいのか。説明にも行政は行っておられます。立入議員は一貫して駅前があかん、公立があかん、ポリシーを持ってやっていると言うて、そういうふうにご言われる方々に一生懸命合意をしてもらおうと思って、足も運び、広報にも本当に詳しくいろんなことを見せ、いろんな意味で説明責任を果たしてされておられます。

私は本当にこれだけいろんなことを市民に対して説明をし、コンセンサスをとっている行政というのは、私は少ないと思いますよ。もっとばんばんばんと強行していったら、5年も6年もかかりませんよ。けども、それを踏んで踏んで踏んで踏んで、本当に丁寧に踏んで踏んでここまで合意形成をされてきたというところ辺では私は本当によくやっていると、思っているというふうに思うんですが、それがまだコンセンサスを得ていない。

それが市長選挙の状況を言われた。それは違うでしょう。市長選挙は市長選挙。しかも、市長選挙で山仲市長は勝ったんですからね。やはり、そこは認めていかななくてはならない部分だというふうにも思います。だから、コンセンサスはもういいですわ。

先ほど、道義的な責任があるというふうに言うて、請求してもらったというふうな、そういうふうなのは議員にはそういうふうな金銭的な責任を負うとかいうふうなものではない。道義的な、だから責任があるというふうな問題だと私は思っております。

4点目のところのいまだにあそこの場所での建て替えのことをおっしゃいました。これ、この前出された野洲病院の支援継続可能性調査報告書に書かれていた内容というのを全然信用しておられないのでしょうか。いろいろな先生方が現地も見、スタッフの方々の意見も聞き、そういう中で、これだめだという、あそこでの建て替えは無理だという、そういう結論が出ているんですけども、そうじゃないよと言うんだったら、もうちょっと市民、たくさんの方が来られていますので、あそこの建て替えができると言うのだったら、できることを言って下さい。私はできないというふうに思います。

野洲病院の方にも今、この病院の担当の職員さんにお聞きしました。私らもあの東館の建て替えができないだろうかと、検討したと、しかし、やっぱり無理だったと、日照権の問題とか、あそこの場所で7階建ての病院を建てるというのは無理だというふうに判断をしました。それと、動線が長くなる。今、出されているこのH型ですね。皆さんもご覧になったと思います、広報なんかでも出ていましたから。このH型というのは一番動線が短く、真ん中にナースステーションがあって、両サイドに、外側が病室になって、一本の廊下でぴゅっぴゅっで行けるという。縦に全部手術室から何から何まで全部動線が一本で行けるということですので、スタッフの皆さんがいろいろ設計業者の方々と協議をして、このH型が本当にいいということになったんですよ。

ですから、あそこがいいというところをもうちょっと本当にみんなが納得できるようなことを、あそこで建て替えがいいということ、納得できるような話をして下さい。この修正をするということは駅前でこの病院を建てるということに反対をされているんですからね。そうしたら、あそこで建て替えると言うんだったら、こういうふうにしたら建て替えられるということを一遍言って下さいよ。それでなかったら、合わないでしょう。単なる反対、何でも反対でしょう。どんなことを言われたって、どんなことをしようとしたって反対という、そういうふうな状況になるのと違いますか。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員、そんなことを言わすものではありません。自己の意見を述べるものではありません。

○8番（野並享子君） その建て替えのところもきちっと言って下さい。本当に今、市民の皆さんが公立の病院の建設というのを待っておられます。一番最後に聞いている部分に

対しては、全然先ほどモチベーションの問題で、太田議員に対してモチベーションを持っていただけたらいいと、これが持っていただけじゃないですよ。これがとまれば。今、一生懸命本当に新しい、自分らが働きやすい、そして患者さんにもいい、そういう病院のために、今、一生懸命本当に仕事が終わってからもシンプルにランニングコストがかからないように、いろんな意味でどうしたら安くシンプルにできるかということを実際に皆さん、頑張って設計業者と詰めておられます。ですから、そういう意味でほんまにモチベーションは下がりますよ。どうするんですか。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

（午後 2 時 3 6 分 休憩）

（午後 2 時 3 7 分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（野並享子君） この傍聴している方々の思いを私は代弁させていただいております。でしょう。やっぱり、代弁してくれてはるといふふうに思っておられますやん。最後の部分において、モチベーションは落ちるといふ、その影響、運営、本当に営業が大変になるとは思いますが、その点をきちっと明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 共同提出者として答弁させていただきます。

ちょっと質疑の内容からちょっと外れていまして、かなりちょっと自己の意見が多くて、ちょっと長かったのかなと思われましたので。ですけども、できる限りちょっと答えさせていただきますと思います。

まず、繰り返し、野並議員以外の発言でも支援調査で耐震がだめだというような発言が複数の議員からまずあったと思うんですが、私はまずこの支援調査に関わった病院システムさん、これ、野並議員、建築士さんほどの建築士さんが対応されていたかというのは、当然市の受託業者である病院システムさんの建築士さんが調査されているわけですよ。確かこれ2名ないし3名だったと思いますが、この代表取締役の方が建築士も兼ねていらっしゃいます。やはり、まずはこの調査結果が僕は間違っているとは申し上げていないんですけども、当然支援調査をするのであれば、やはり独立した第三者による建築士の調査が僕はまずは必要だと思っています。しかも、これは随意契約で確が行われた調査業務だったと思うんですが、この点で、やっぱりその調査結果が間違っているとは言いませんけども、完成度が高いかと言われると100%ではないので、僕はちょっとどうかなとは思

っております。

次に、モチベーションの件で質疑がありましたけども、我々は野洲市に地域医療として病院を残そうと、そういうスタンスで今回挑んでおります。その病院の運営形態としては、非公務員型による独立行政法人なり指定管理者制度なりで、今の現野洲病院を法人としての形態が変わる可能性があるかもしれませんが、市の直営という形で残そうと日々必死で考えております。ですので、当然、今の職員さんは新病院での中心となる職員の方々になるわけですから、モチベーションがゼロになるとか下がるとかというのは、逆に何を根拠にしておっしゃっているのかが私は不明であります。逆に、病院として市の後ろ盾ができるわけですから、僕は逆にやる気が出るのではないのかなと、医療職に従事される方々の職責を全うできるすばらしい環境が与えられるわけであって、逆に野並議員の発言はいたずらに不安をあおっているだけのようには私は感じます。

最後に、あと耐震の建物の環境のH型、動線が悪くなる、使い勝手が悪くなるという話があったんですが、やはり野洲市の財政というのは、一般会計で年間200億円程度の厳しい財政を組んでいます。仮に財源が豊富なのであれば、市の計画でも私は全然構わないと思いますが、やはり限られた財源の中でやりくりしなければいけない、そういった中で、僕はぎりぎりの選択で耐震というのは絶対的にありかどうか、可能性の1つとして、僕はやりくりして、十分運営継続していける内容だと私は思っております。

この耐震の問題についても、私は先ほど病院システムさんの会計士さんの話がありましたけど、当然僕の立場からすれば、今の現民間野洲病院に市の受託業者の建築士さんだけではなくて、やはり独立した第三者による建築士による調査なりも私は今までそれを求めてきましたけど、それについてもかないませんでした。

以上で、今は端的に答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 次に、議第9号平成29年度野洲市土地取得特別会計予算に対し、立入三千男議員他3名から、お手元に配付いたしました文書のとおり、修正の動議が提出されています。これをあわせて議題といたします。

これより、修正案に対する提出者の説明を求めます。

第19番、立入三千男議員。

○19番（立入三千男君） それでは、議第9号平成29年度野洲市土地取得特別会計予算に対する修正の動議についてご説明申し上げます。

本提案の趣旨につきましては、議第1号平成29年度野洲市一般会計予算に対する修正

案で申し上げたとおりでございます。

なお、この修正案につきましては、市民病院の整備において、野洲駅前南口の市有地を病院施設に必要な建設用地として本特別会計から購入されることとなり、それに係る公共用地先行取得等事業債で借り入れた起債の全額を繰り上げ償還等が予算計上されていることから、当該関係予算を修正しようとするものでございます。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。別紙、平成29年度野洲市土地取得特別会計予算に対する修正案の方をご覧ください。

第1条第1項に規定しています歳入歳出予算の総額を2億1,992万2,000円に修正するものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算におきましては、歳入の表については、第1款1財産収入を11億2,505万円減額し、9,598万6,000円に修正しようとするものです。また、歳出の表については、款1公債費を8億1,256万4,000円減額し、2億1,992万2,000円に修正しようとするものです。また、款2諸支出金3億1,248万6,000円全額を減額しようとするものです。

以上、説明といたしますが、新病院整備は本市の将来の財政運営を左右しかねない大きな課題でございます。将来を真つすぐ見詰めることも大事ですが、それと同様にしっかりと周囲を見渡すことも大事だと考えます。議員各位の皆さんの賢明なご判断をよろしくお願いを申し上げ、修正案の提案説明とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） これより、議第9号に対する修正案に対し、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後2時46分 休憩）

（午後2時51分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

なお、質疑とは疑問点をただすことで、自己の意見を述べることはできませんので、簡明瞭にされるよう希望します。

第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

予算に対する修正案でございますので、数字について、またお答え願いたいと思います。

議第9号平成29年度野洲市土地取得特別会計予算について、次のとおりお伺いさせていただきます。

議第9号平成29年度野洲市土地取得特別会計の中の款1公債費8億1,256万4,000円の削減になっておりますけれども、これ国8との兼ね合いがございますので、市民の皆様にはわかるようにこの詳細を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 立入議員。

○19番（立入三千男君） ただいまの質問は議第9号平成29年度野洲市土地取得特別会計の公債費8億1,256万4,000円の減額というようなことの背景の説明を求められているところでございますが、ご承知のとおり、アサヒビールから野洲駅南口9,300平米を12億5,000万で購入いたしました。その12億5,000万の返済残が今、8億1,256万4,000円でございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

今、立入議員がおっしゃったとおりでございますが、この9,300平方メートル12億5,000万というのをこれ全議員が同意いたしまして、これ以前に買った土地でありまして、ここをもし答えれるのであれば、これはどのように使おうとおっしゃって、今回、ここを外したのか、そういった点をちょっとお伺いさせていただきます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 立入議員。

○19番（立入三千男君） 先ほども説明させてもらったとおり、野洲駅南口のアサヒから買った土地9,300平米のこの土地の今後の利用というようなことの説明でございましたが、私は本日の議会で修正案の、今、ただいまの問いかけに対しましては、修正案の質疑に当たらない、該当しないということで、お答えをすることができません。

○議長（坂口哲哉君） 次、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 議第9号平成29年度野洲市土地取得特別会計予算の修正案に対する質疑を行います。

これは病院を建設するために土地取得の会計から病院会計に移すためのそういった状況の部分削除するというものですから、病院用地の土地がなくなるということでもあります。

ね。これはこのようなことで修正動議のところで将来の財政運営を左右しかねない大きな課題だというふうにおっしゃいました。しかし、先日の特別委員会で10年後のシミュレーションが出されました。5階から6階建てになって、1,400平方メートル面積がふえると。建築費も1病棟ふえるために人件費も9,500万円ふえるという試算が出されています。しかし、野洲病院の外来診療の収益も土曜休診による減収を見込んでいたら、他の曜日に振り替えたことで患者数の影響がなかったということで、これは本当に現在の野洲病院のスタッフの奮闘やというふうに思います。また、企業債のレートを0.8%から0.7%に見直すことで3,800万円の減収になった。収益、収支差し引いて、1億6,000万円の増収、そして2,400万円のマイナスを引いても、1億4,000万円のプラスになるという、そういうシミュレーションが私は出ている、しっかりしたシミュレーションは私は出ていると思うんです。これ以上の細かいことというのは、6月の基本設計の取りまとめで明らかになると思います。今、現時点での行政の説明は、私は将来財政運営が左右しかねない大きな課題というふうには認識しませんが、どういう形でこういうふうなことをおっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○議長（坂口哲哉君） 立入議員。

○19番（立入三千男君） ただいま質問をいただきましたが、私どもは今の修正案、先ほども1号議案でも説明させていただきましたが、9号議案、土地特別会計からの一般会計への繰入金等々とそんなようなことで、一貫して私どもは駅前での建設を反対しているところでございまして、これは今、駅前でのこのような土地取得特会の中でのご質疑をいただきましたが、修正案の駅から脱してということでお答えをいたしません。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 病院建設の土地取得、これを減額され、矢野議員の答弁で、したらあそこの土地をどういうふうに活用されるんやと聞けば、それは答えられない。私も同じようなことを聞こうと思っていたんです。周囲を見渡すことも大事ということをおっしゃいました。周囲を見渡すということはどういう形でどんな周囲を見渡して、私は言われているのかなと、それを聞きたいと思いました。答えてほしいと思います。修正動議のところでおっしゃっていますので。

駅前のにぎわいある活用として、私は本当に病院が核になって、にぎわうことができるというふうに思っております。あそこに商業施設は無理です。公園に置いておくというのも、これもにぎわいというふうな部分にはなりません、そんな毎日毎日イベントができる

ような状況ではありませんので。ですから、本当にどうされるのかというふうな思いがあるんですけども、それも答えないということになったら、何されるんですか、あそこ、本当に。また、塩漬けで何年も空き地で置いておかれるんですか。どういうふうに私は、皆さん思っておられると思いますよ。私はそこら辺は本当に私も聞きたいと思っていましたので、シミュレーションはしっかりできていると思いますが、何でできていないと、不安をあおっておられる。今のところも答弁されないのですから、さっぱりわかりませんわ。やっぱり、きちっと答えていただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 立入議員。

○19番（立入三千男君） 周囲を見るというようなことで、私は先ほどもお話しさせていただきました。周囲というのは野洲市内だけではございません。近隣、守山市の市民病院の現況、大津市民病院の現況、甲賀病院の現況、出資とか、そのようなことも踏まえて周囲をしっかり見てということをお願いしているところでございます。

それと、野洲駅南口、何するんやと。実は今の病院問題が出る前にアサヒから野洲市にどうですか、購入されませんか、されなかったら、うちは民間へ売りますよというようなことの中で、1年間かけて、この議会で全員が、やはり野洲駅の玄関にふさわしいその土地だから、しっかり確保しておくべきだというようなことで購入をしたところでございまして、その段階で何にするというような具体的な話はございませんでした。やはり、民間に譲渡されたら、後から今言うように何をしようとしても、その土地がございませんから、しっかりその土地を野洲駅の玄関にふさわしいまちづくりのというようなことで、購入をしたところでございまして、これは野並さんも購入の経緯をご存知だと思いますし、くどくど申し上げませんが。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） あの土地をどういうふうに使おうか、いっぱいフォーラムをやりました。私もいっぱい参加をいたしました。農協を買って、あそこ一帯を全面的に市民のために、野洲のコミセンをあの文化ホール中にあるのではなくて、ちゃんと外に出して、コミセンをつくって行って、広場をつくって行ってというふうな当初の話をみんなでしたいました。

その次に出てきたのが野洲病院から、もううちのどこでは何にもできへん、市に何とかして下さいというところから病院問題が出てきて、そうしたら農協も含めて、そっちの方に

病院をつかって、前を広場したらどうやろうというふうな話でした。しかし、農協が売らない。土地交換もしない。あそこから動かないという状況になった中で、こういうふうな事態になってきたのではないのでしょうか。

私も本当にもっとセットバックした病院やったらというふうに思っていました、しかし本当に駅から近くで、駅近でちゃんとした病院ができて、野洲病院のスタッフの方々が本当に働きやすく、皆さんも駅にどのバスからでも来られる。どこからでも公共交通が来ていますからね。行ける。そういう通院するにも便利、お見舞いに行くにも便利。駅前で、他所から東京や大阪やら、いろいろなところに息子、娘が嫁いでいっている、独立している、そういう人たちも駅すぐやったら、お見舞いにも来られると。いろんな形で、やっぱり駅前やったら、にぎわいもあって、いろんな意味で一番いいなど。商業施設はあそこでは無理です、野洲のこの5万の人口では。ですから、本当にそういうまちづくりとして、健康、にぎわい、そういったものが兼ね備えられた病院があそこにできれば、本当に野洲も発展になるし、老後も安心して暮らしていけるだろうなというふうに私は思っております。これから、あその場所を考えるという、病院以外にいったい何なんだろうかというふうな思いがまたしますわ、本当に。

ということで、あそこは市民のために使うということで買った場所ですので。一緒ですか。何か、私はその裏に、民間に売ってマンションが建つのではないかというふうな、そんな思いがちらちら見えるんですけども、それは大丈夫なんでしょうか。もっと固定資産税がとれるような、そういうマンションを建てたら、固定資産税があそこで入ってくるやないかというふうな声を反対される方から聞くんですよ。それはおたくらが言うてはるんやろうか。違うんでしょうか。何か本当に市民のために使うというところら辺の、私はその核になるのが病院だというふうに思っておりますが、立入議員はどういうふうに思っておられるのかだけ、最後にそれだけ質問します。

○議長（坂口哲哉君） 立入議員。

○19番（立入三千男君） 先ほど答えたとおりです。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を午後3時25分といたします。

（午後3時09分 休憩）

（午後3時25分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっております議第1号から議第12号まで、議第19号から議第35号まで、並びに議第1号に対する修正案及び議第9号に対する修正案、平成29年度野洲市一般会計予算他30件について討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

なお、議第1号原案及び議第1号に対する修正案並びに議第9号原案及び議第9号に対する修正案については、一括して行います。

また、議第1号及び議第9号に対する討論の順序については、修正案は原案に反対の意見表明であるため、討論は、まず原案に賛成する者から行い、次に原案にも修正案にも反対する者、原案に賛成する者、原案に反対で修正案に賛成する者の順序で行います。

それでは、まず議第1号原案及び議第1号に対する修正案並びに議第9号原案及び議第9号に対する修正案について、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

議第1号平成29年度野洲市一般会計予算に対しまして、賛成討論をさせていただきます。平成29年度予算案に対しまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

これまで野洲市公明党といたしまして、山仲市長に毎年予算要望をさせていただいております。二元代表制のもとで、現場主義で集約しました市民ニーズに基づいて、責任ある政策提言をさせていただいております。このたびも平成29年度予算編成に対しまして、人権施策や環境に優しい安心安全な住みよいまちづくりを目指しまして要望し、反映していただいているところでもございます。

政策決定及び予算編成過程などの公開による市政の透明化や財政健全化集中改革プランによる財政危機の回避など、市民参加と財政健全化の推進をはじめ、文化スポーツ施設及びコミュニティーバスの直営化やさらに国道8号野洲栗東バイパスの整備促進など、人とまちの元気の推進、また市民の安心を高める施策といたしまして、生活困窮者対策と就労支援、学校の耐震化、こども園等の整備による待機児童の解消、雨水幹線事業による治水対策、さらには野洲駅前整備と野洲市民病院の基本設計着手など、積極的に進められている予算でございます。

また、財政面におきましても、土地開発基金等、過去の不用で、不透明な財産取得の課題整理と効果的な投資により、さらなる健全化を進めておられ、また社会保障、教育分野等の行政需要が増加し続ける一方で、法人市民税の減少や普通交付税の合併特例算定の段

階的な縮減など、引き続き厳しい財政状況が予測される中で、制度の限界を客観的に認識すると共に費用対効果意識の徹底には現状及び課題を明確化し、課題解決に向けて優先度を見極め、的確で良質なサービス提供を進められ、特に公共施設の老朽化への対応といたしましては、新クリーンセンターの更新に伴い整備する余熱利用施設への温水プールの機能移転をはじめとした施設の統廃合や長寿命化を本年度末に制定する公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、着実に進めておられるところでもございます。

一般会計におきましては、予算規模は199億3,000万で、前年度当初予算と比較しますと8億円、率では3.9%の減となっています。これは新クリーンセンターの本体部分の整備が平成28年度で終了したことから、前年度と比べまして減額となり、主な内容といたしましては、継続事業といたしまして、公立こども園施設整備事業、野洲市民病院整備事業、さらには新クリーンセンター関連余熱利用施設整備、さらに野洲駅北口広場周辺整備事業や博物館収蔵庫整備事業と、また新たな事業として、病児・病後児保育事業や永原御殿跡保存整備の事業に着手されるなど、計画が入っております。

以上のことから、議第1号平成29年度野洲市一般会計予算に対しまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 第10番、中塚尚憲議員。

○10番（中塚尚憲君） 第10番、中塚です。

議第1号平成29年度野洲市一般会計予算について、原案に対して反対討論をさせていただきます。

議第1号平成29年度野洲市一般会計予算には市立病院整備推進事業費に係る関係予算が計上されております。そして、計画当初より、その野洲市民病院の立地場所を野洲駅南口市有地、経営形態を当面市の直営方式とし、これ以外の選択肢はないとして、病院整備を進めてこられたものです。

なお、経営形態を市の直営とすることについては、国の公立病院改革プランが示す方向に即していない内容となっており、また基本計画及び実施設計については、野洲市民病院整備の基礎を成すものであり、社会情勢の変化や国の動向など、外的要因に対しても慎重に対応する必要があるものと考えます。

また、本定例会政風会代表質問でも発言されましたが、野洲市議会平成28年第5回定例会におきまして、野洲市病院事業の設置等に関する条例が賛成10、反対8の賛成多数

で可決されました。しかし、設置等条例が可決されたにもかかわらず、その後も野洲市民の多くの方が関心を寄せられており、いまだ野洲駅南口に新病院建設を反対されておられる市民団体や市長に対して公開質問状を出されて、種々の疑問を呈しておられる方等がおられます。声を上げて、新病院の計画に対し反対、あるいは疑問を呈しておられる方は少数ではありますが、その少数意見を排除するようなことがあってはならないと思います。去年の市長選挙の結果を見ても、声を上げられておられた少数の方の後ろには市民の約半数の方がおられると思います。このように市が進めようとしている野洲市民病院整備計画に対し反対、あるいは疑問を持ちの市民に対して、誠意ある対応と丁寧な説明が必要と考えます。また、野洲の厳しい財政状況の中で新病院整備事業という大型プロジェクトを進めるにあたって、住民のコンセンサスを得ることが必要不可欠であると考えます。

以上のことにより、市民の意向を踏まえた上で、私たちの提案の実現に向けて具体的な検討と、午前中に全員協議会があったと思うんですけども、その中で、市側は担当次長を県に要望されておりました。その回答はまた今日の午前中にあったという話をお伺いして、その内容は野洲市でやってほしいという話であったのが、県に来てくれと、説明はします、関係あることに関しては説明しますというような回答が来たにもかかわらず、協議を見送るといような発言がありました。国の新公立病院改革ガイドラインでは、県と市の十分な協議というのは求められております。このような今のまだ現状において、不安というものは拭えないと僕は思っております。

議第1号平成29年度野洲市一般会計予算についての反対討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。

議第1号の平成29年度野洲市一般会計予算の原案に対して、賛成する立場から討論を行います。

安倍自公政権によるアベノミクスで所得格差が広がる中、市民の暮らしは、より一層厳しさを増しています。政府は雇用は改善していると言いますが、2012年から2015年の間に非正規雇用は1,810万人から1,980万人へと170万人ふえています。この10年間では非正規雇用は300万人ふえ、正社員は100万人減っています。春闘で大企業さえも賃上げがされても可処分所得がふえていないのが現実です。年間給与が200万円以下で働く低所得者のワーキングプアは1,090万人から1,140万人とふえる一方です。国の税制の改悪による国保や介護の負担、医療改悪による負担、障害者自

立支援法による負担など、矢継ぎ早に負担がふえる中、本市の生活保護世帯は195世帯、278人であり、子どもの貧困も広がっています。自治体の役割は住民の暮らしの防波堤としての役割が求められています。

そうした中で、生活困窮者支援ではいち早く全国に先駆けて取り組んでいることは評価するところです。また、病児・病後保育の開院も6月からの開始となり、安心して子どもを預けられ、就労することが可能になりました。保育士バンクでは他市に住んでおられる潜在保育士も野洲市で保育士として就労されれば補助金を出すという先進的な取り組みもされます。

また、地域医療と連携した中核病院の新野洲病院の建設を多くの市民が待ち望んでいます。市長選挙の結果が拮抗したということも言われますが、相手候補の栢木さんに票を入れた人の中にも駅前病院建設賛成の方もおられました。医療難民をこれ以上出さないため、市民の命、健康を守る自治体病院の役割は重要で、国の進める民間病院化は医療や介護の改悪など、社会保障を削減する国の悪政といったいのものであります。

以上のことから、議第1号の賛成討論とします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第4番、丸山敬二議員。

○4番（丸山敬二君） 第4番、丸山敬二です。

議第1号平成29年度野洲市一般会計予算に対する修正の動議について、賛成の立場から討論を行います。

議第1号平成29年度野洲市一般会計には市立病院整備推進事業費に係る予算が計上されています。

さて、市立病院整備計画は、計画当初から実施場所を野洲駅南口市有地、経営形態を当面市の直営方式とし、これ以外の選択肢はないパッケージとして病院整備を進めてこられたものです。

なお、経営形態を市の直営とすることについては、国の公立病院改革プランが示す方向に即していない内容となっており、また基本設計及び実施設計については、野洲市民病院整備の基礎を成すものであり、社会情勢の変化や国の動向などの外的要因に対しても慎重に対応する必要があるものと考えます。

さらに、平成28年の第5回定例会におきまして、野洲市病院事業の設置等に関する条例が賛成多数で可決されました。しかるに、設置等条例が可決されたにもかかわらず、そ

の後も野洲駅南口に新病院建設を反対されておられる市民団体や市長に対し、公開質問を出されて種々の疑問を呈しておられる方等がおられるようにいまだ野洲市民の多くの方が関心を寄せておられます。声を上げて、新病院整備計画に対して反対、あるいは疑問を呈しておられる方は少数ですが、その少数意見を排除するようなことはあってはならないと思います。

これまでも市長選挙の話が出ておりますけども、昨年の市長選挙の結果では、現職支持派の得票と反現職支持派の得票はほぼ五分五分の51対49であり、勝ったからといって突っ走るのは民主主義に反することだと思います。この病院問題の検討当初では、市長は議員の大多数の後押しが必要だということで、検討を一旦ストップしました。現状では1、2名の方による賛成、反対が拮抗をしております。そういったことでいけば、今こそ、この大多数の後押しのために頑張るべきだと私は思っております。このように市が進めようとしている市民病院整備計画に対し反対、あるいは疑問を持つ市民に対し、誠意ある対応と丁寧な説明と同意が必要と考えます。

また、本市の厳しい財政状況の中で、病院施設の階層数を5階建てから6階建てに変更するなど、本市の年間予算約200億のうちの半分に当たる101億円を超える巨額の整備費用を投入し、また開院当初から市の直営による経営では人件費倒れし、相当の赤字が予想されることから、新病院整備事業という大型プロジェクトを進めるにあたっては住民のコンセンサスを得ることが必要不可欠であると考えます。多大の借金を抱えてこの事業をやると、ツケは子や孫に必ず回ってまいります。現在、進行中の基本設計業務は本年6月に完成予定であり、基本設計もでき上がっていない状態での実施設計に必要な委託費用の積算根拠は全く意味がなく、到底認められるものではありません。

今回、出されました平成29年度野洲市一般会計予算に対する修正案にはこれら諸問題を解決するため、現計画を見直すことができるための歯どめが示されており、また修正の内容についても、衛生費で主に市立病院整備推進事業に係ります病院事業会計貸付金及び病院事業会計出資金等を減額修正されており、野洲市の中核的医療機関として、一気に新しい病院を建設するのではなく、まずは現民間病院である野洲病院を市立病院として整備するという方向転換が必要であります。

以上のことにより、市民の意向を踏まえた上で具体的な病院整備計画の見直し検討をされることを切に望み、議第1号平成29年度野洲市一般会計予算に対する修正の動議についての賛成討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。

議第1号の平成29年野洲市一般会計予算に対する修正案に対し、反対の立場から反対討論をします。

この修正案では、一般会計予算の中の市立病院に関わる貸付金や病院事業の委託料など、5,753万5,000円と特別会計予算から市民病院の用地を購入するための費用11億2,500万円を削減しようというのですが、病院条例も通り、今、この時期に修正しようというのは病院建設反対のための修正案としか言いようがありません。これまでの説明や議論に目、耳に蓋をし、何が何でも阻止という姿勢が明瞭です。これまでパブコメや懇談会で何度も市民とのコンセンサスを得るためにそうした機会を重ねてこられました。滋賀大や滋賀医大の先生も何度も来ていただきました。今回出された財政シミュレーションでも10年後に1億4,000万の黒字となっています。

反対の1つに公園を中心とした駅前構想になっていないからという声も聞きますが、公園を広くすれば、病院をもっと高い階にしなければならず、まさに白い巨塔の壁ができます。市民が憩える公園もいいと思いますが、この場所に公園をつくってもにぎわいは生まれません。

また、建設費も上がったということを言われていますが、この間の新野洲病院整備特別委員会でも建設に反対している委員もいろいろああしたらええ、こうしたらええと言っておられました。これは意見が通れば賛成されるような感じで発言されていました。市民懇談会では建設反対派の議員は来られませんでした。いずれにしてもいろいろ要望すれば建設費は上がるのは当たり前です。無責任きわまりありません。

これまで何度も否決し、やっと病院条例が通ったんです。ここでまたストップとなると、議会への不信感がさらに広がり、議会は何しているとなります。何人かの自治会長さんに聞きましたが、「もうそんな議員は要らん」と言っておられました。現在の野洲病院でやっつけていけるようなことを言われますが、耐震補強もできていない病棟では南海トラフや花折断層など、大地震に耐えられないような病院でどうして安心して入院もできるのでしょうか。仮に耐震補強工事をするにしても、工事期間に患者はどこに入院するのか。また、耐震で経費を削減したとしても、結局は10数年で建て替えが必要となり、トータル費用は増大します。安いボールペンを買って、安かったと思ってもすぐに書けなくなれば、結局高くつくというものです。

市民の声は賛成も反対もありますが、ここまで来たらつくらなあかんという声が多数派です。議員はこれまでの病院問題の議論をしっかりと市民に説明し、今、なぜ野洲病院建設が必要かの説明をすべきです。民間病院という声もありますが、自治体は市民の命と健康を守るのが一番の仕事です。もうけの民間と自治体病院の役割は違います。議員の報酬は税金です。5年、6年かけて何も動かないようでは税金の無駄遣いと取られても仕方ありません。市民から見れば、こんな議会要らんということになります。市民の願いをしっかりと議会に届けるのが議員の仕事であり、これ以上の市政の混乱は議会への一層の政治不信となることから、修正案に対しての反対討論とします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第2番、北村五十鈴議員。

○2番（北村五十鈴君） 第2番、北村五十鈴でございます。

議第1号平成29年度野洲市一般会計予算に対する修正動議について賛成します。

今回の修正動議に対して賛成議員の理由はそれぞれにあり、内容も個々違うと思いますが、議員の説明責任において、私の趣旨を述べさせていただきます。

私はこの病院問題に対して今まで一貫して賛成の立場を表明してきました。そして、今もそのスタンスに変わりはありません。駅前で、直営で、その他諸々市長の提案以外ではそれこそ経営は厳しく、また野洲駅南口は商業施設だけではにぎわいを生むような一等地でもありません。ですから、病院と商業施設の相乗効果がベストであると考えていました。でも、この病院問題はどうしてもこうも長く時間がかかり、うまくいかないのでしょう。

そこで、少し振り返ってみたいと思います。この構想を約6年前に私たちの先輩議員が市長の提案を受けて、議会決議の後、スタートしたものです。ですから、決して一部で言われているように市長がやりたいから、そんなことはなく、当時否決もでき、終わりにもできたはずです。その後、改選により議員構成も変わり、私も約4年前からこの病院事業と向き合ってきました。ただ、人口5万のまちが増税も表明せず、財政も厳しい中の覚悟の出発に変わりはなく、だから私たち議員の判断には多くの市民の皆様の新病院を願う声と応援は欠かすことはできなかったのも、その前提があったことは確かです。

しかし、病院の是非を市民に問うたような先の市長選でしたが、結果は意外にも考えていた多くではなく、僅差で厳しいものでした。反対に3分の2の民意の再選であったなら、反対議員も納得していただけたはず。ある意味、チャンスの選挙だったと考えます。だから、市長の席だけなら、勝ち勝ちですが、病院の信任に関しては、市長にとってはスマ

一トな勝ち方ではなかったのです。

それでは、どうしてこんな結果になったのでしょうか。2期8年、現職は強いと言われる市長選です。また、8年の間に山仲市長は過去動いていない事業や難しい事業もなし遂げ、誰もが認めるすばらしい実績を残されています。特に山仲市長は悪いことは絶対しない、頭もよく、うそもつかない、私利私欲もない、どんなときも公正、公平、透明です。だから野洲市には黒い頭のネズミはいません。また、山仲市長の政策は目立たない地道な政策が多いため、派手さはありませんが、間違いなく市民ファーストの弱者をとことん守る市長であることは誰もが認めていました。ですから、市会議員1期目の相手にダブルスコアで、いえ、トリプルに近い数字で再選されてもおかしくないはずでした。しかし、現実には厳しい数字、それが市民の民意であり、数字自体は真摯に受けとめるべきでした。

そして、この結果は選挙後の政策に重くのしかかりました。この選挙戦自体にも違和感を持たれていた市民も多いと聞きます。私も排除された1人ですが、他にも真の理解者も遠のけ、年配のブレーンや病院賛成OB議員だけにドアをあけ、特に女性や若者の支持は投票率の低さにも顕著にあらわれました。

その選挙結果から私もゆるぎない賛成の気持ちが曇り始めました。特に私の地元、中主地区の反対は多く、市内にも賛否分裂の危機さえ感じました。それにこの病院問題のごたごたは選挙戦のしこりだけではなく、大きな問題を生み育ててしまいました。それは賛成、反対、どちらの議員も感じていると思いますが、今の野洲市は二元代表制ではありません。市長の議会に対する軽視はだんだんひどくなりました。副市長も置かず、議会推薦の監査も受け入れず、請願も重く受けとめてもらえず、例えば過去の政権を常に否定したり、自分に逆らう議員に高圧的な言動になったり、病院反対議員には個人の価値や人権さえも認めず、議論を尽くすには環境が悪過ぎました。そうして、生れた市長と議会のあつれきも今回の病院事業が進まない理由の1つであると考えます。その結果から、ご自分から招いて敵をふやし、私が議員になった当初は病院事業の賛成議員は多くいたのに1人減り、2人減りしていきました。

そうして、病院問題が新聞紙上をにぎわすたびに野洲市は混乱していったのです。もうこれ以上、市民の亀裂が広がってはいけません。それに医師等確保のためにご尽力いただいた関係者に対する感謝や振り回し過ぎた現野洲病院の日々努力して下さっているスタッフを忘れてはいけません。それに何より市民や議員に対して少しでもわかりやすくするために膨大な資料をつくり続けて下さった担当職員の並々ならぬ努力、だからもう一度執行部や

市長を信じ、前回の条例に関して私は賛成いたしました。

そして、今回の予算です。基本設計その他が示されましたが、もともと今回進めている病院建設は南口駅前構想の一部であります。4年前から積み上げてきた市民とのワークショップはどんな病院を建てるのかではなく、どんな駅前にするのかという積み重ねでした。そして、市民の総意は総論として最終のコンセプトは広場を囲んだ駅前構想で決定したはずです。広場の周りに病院、駐車場、商業施設、文化ホールを点在するというデザインで、これが市民との約束、駅前のビジョンであったと確信しています。しかし、この構想の終着はこの先30年後、もう私たちはきっと生きておりません。だからこそ、このコンセプトをしっかり守り、未来の子どもたちに引き継ぐのが今を生きる私たちの使命だと考えます。

そんな中での構想第1弾の病院建設、デザインは市民と約束したものとは大きく違い、一タリーからも広場は見え、大きな箱ビルになっておりました。病院の機能さえあればいい、そんな病院は市民の総意ではありません。建築費もいつの間にか100億を超え、その詳細建築費の坪単価36万の根拠、見込みも甘く、民間ならとても次に進める提案ではありませんでした。

ここでも支持する3分の2の市民と議員がついているのなら、覚悟のスタートもよしと考えますが、二元代表制が機能していない中での実施設計に進む賛成は私にはこのままではできません。賛成議員だからこそ、厳しく監視する立場に私はいます。駅前構想は大きなプロジェクトです。次の市長が誰であろうと担当職員が変わろうとも30年後までビジョンは変わってはいけません。でないと、ばらばらの駅前になってしまいます。そこで暮らし続けている市民がおられることを忘れてはいけません。そんな大事な事業が1人の議員の賛否で左右する状況はどう考えても正常ではないと考えます。政治家としての市長の対応に不安がどんどん広がります。未来の野洲市のために本当に市民病院が必要だとお考えなら、その事業をなし遂げるために市民にも議員にも、そして野洲市だけではできない県とももう少し調整やコミュニケーションをとることをされ、市は対応を重ねる努力が必要だと私は考えます。

市長は野洲市のお父さんです。排除や批判や悪口からは傷つくものしか生まれません。子どもたちにもそう教えているはず。この現状を真摯に受けとめて、修正の道を選んでいただきたいと思います。

最後に、どうか議員の皆様、私たち議員にも間違いなく責任があります。よりよい病院

建設のためにもう一度しっかりした議論が必要です。市民ファーストに恥じない採決をどうかお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第14番、鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 鈴木でございます。

議第1号平成29年度野洲市一般会計予算に対する修正動議について反対の立場で意見を述べさせていただきたいと思っております。

市立病院整備事業推進費に係る本予算計上分を減額しようとする動議に反対して、討論をさせていただきます。

議会は予算や条例などの議案を議決し、首長の行政運営を監視する、いわゆる地方自治の二元代表制の仕組みであります。この仕組みの中で、平成28年11月議会において、議第93号野洲市病院事業の設置等に関する条例が賢明な議員諸氏の判断のもとで採択されました。この条例は病院の設置、法の適用、経営の基本など、第1条から第9条及び附則から成っております。皆さん方もご承知のように、条例というものはかなり重いものがあります。そうしたことを皆さん、よく考えていただきたいと思います。

まず、第1条第1項には、市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する、同じく2項には、病院事業を行う施設の名称が野洲市民病院、位置が野洲市小篠原2203番地1と明記されています。すなわち南口駅前での野洲市民病院建設で採択されております。

少子高齢化社会を背景とする中、市民の命、安心を担保するには中核的医療の確保が不可欠でございます。自宅で終末を迎えたいという在宅介護や行き場がない医療難民の担保、さらにはまちの将来の発展のためにも中核的医療なくして語ることはできません。少なくとも過半数以上の野洲市民の中核医療機関の存続をとの切望に対し、昨年11月議会の野洲市病院事業の設置等に関する条例採択の議会決定は極めて重いものであります。

野洲市病院事業の設置等に関する条例の施行は29年4月1日からとの附則があります。この条例は本日を含めて8日後に施行されようとしている今日、議第1号平成29年度野洲市一般会計予算に対する修正動議に対して、まさに今、議決に臨まなければなりません。

また、去る22日の予算委員会では可決していることを踏まえて、議員自らが採択した条例、施行期間を今になって否定する、ほごにする行為は不可解なことであり、市民の皆さんは納得がいきません。また、不信感を抱かれていることになると思います。

そしてまた、議第9号平成29年度野洲市土地取得特別会計予算に対する修正動議につ

いても同じことが言えると思います。

以上修正動議の提出理由に住民のコンセンサスが得られていないと述べられています。議会のコンセンサスは平成23年4月に野洲病院からの新病院構想2010を受け、中核的医療機関のあり方検討委員会の検討結果をもとに、同構想の整備、提言は採用しがたい及び市民の中核的医療サービス維持は大切であるとの提言を踏まえ、市立病院整備の方針が行政で決定、着手され、25、26年度に基本方針、基本構想、基本計画の行政提案が議会になされ、市議会においても随時慎重に審議し、整備することでのコンセンサスが得られてきました。今日までには多少の紆余曲折はありましたが、先ほどから申し上げておりますとおり、野洲市民病院事業の設置等に関する条例採択により、野洲市議会はこの事業にゴーサインを出したのが経過であります。

先ほども申し上げましたが、議会の議決には極めて重いものがあります。予算や条例は議会での議決なくして執行、施行できないという地方自治の仕組みであり、議会での採択は極めて重大な責任が伴っていることは言をまたないのであります。一方、市民へのコンセンサスは過去数回のワークショップの開催、また数多くの市民説明会、さらには広報での詳細な説明など、コンセンサスを得るための行政努力は評価するに値するものであります。

この病院建設事業にも言えることではありますが、物事には一人ひとりの考えを全て一方方向に向かわせることは至難であり、考えが多岐にわたる場合は特に不可能と言えます。そのために議会があるのではないのでしょうか。言うまでもなく、それが昨年11月議会の野洲市病院事業の設置等に関する条例の採択であります。住みよいまちになくってはならない条件として、中核病院——地域医療を請け負う総合病院ですね——これがあるかないかが第一に問われます。

現に湖南4市で構成している小児救急は平成28年4月1日より行われてないのが現状であります。この現状を見て、皆さん、どう思われますか。湖南4市で草津、守山、栗東、野洲が湖南4市です。そこで、日常の小児救急ができていないのは野洲だけなんですよ。湖南広域に出でおられる議員さん、どう思われますか。このような現状から野洲市に中核病院をなくしてはなりません。現病院整備を逃せば、病院を失ってしまう状況が容易に想定されます。これは議会の責任でもあり、議員諸氏の良識に照らしていただければ、自ずと答えは見付かると思っております。

このような情勢の中、以上申し上げました理由により、市立病院整備事業に係る本予算

計上分を減額しようとする議第1号平成29年度野洲市一般会計予算に対する修正の動議に対する反対討論といたします。

また、昨年11月議会での一人ひとりの意思決定は極めて重く、かつ市民皆様に対する責任を伴っていることを胸に刻んでいただき、議員諸氏の賢明な決断を願うものであります。

最後になりましたが、野洲病院の岡田院長をはじめ、関わっていただいた皆さんの努力に感謝申し上げて終わりたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） 第7番、太田健一です。

議第1号平成29年度野洲市一般会計予算に対する修正の動議に対する反対討論を行います。

まず、そもそも論とし、昨年末の議会で野洲市民病院の設置に向けた条例を議会として可決したことはとても重要なことであり、この条例には現在進んでいる事業の道筋がしっかりと盛り込まれています。そうした内容を議会として承認していることから計画どおりの事業を進めていく必要性があります。そして、今議会で提案されている予算は、平成31年に野洲病院を市の直営化とし、平成32年の開設へ向けて、今年の6月完成予定の基本設計を進めていくための重要な予算でもあります。

野洲市民病院整備特別委員会で示された昨年プロポーザルで決定した設計業者である佐藤総合計画によりまず現段階での設計案には病院の機能や中身について、これまでのワークショップやフォーラム、市民懇談会、議会での審議などを含めたさまざまな人々の意見が尊重され、そうした内容を踏まえた上で現在、医療の現場で働く野洲病院のスタッフの意見も盛り込まれた内容となっています。変更点として、施設の面積がふえる点や階層が5階建てから6階建てに1層ふえることなどによる基本設計の収支計画の10年目の影響について大まかな概要が示されていましたが、この変更によって、駐車場の部分も含めることとなって、総枠は変わるが、大きな収支の影響はないという説明もあり、問題ないと考えます。具体的な収支計画は今回の予算が通った後の6月に詳細が示されるとのことで、次の段階の審議となり、まずは今回の予算を議決して、進めていく必要があります。

特別委員会の議員間討議では、「議案の採決直前にこのような変更点を示されても遅過ぎで判断の時間がない」であったり、「市民懇談会で市民にこの説明をする前に議会になぜ先に示さないのか。担当課に聞きに行っても教えてくれない。議会軽視」等の発言がありま

したが、これまで5年以上の歳月をかけ、専門家や有識者によるあり方検討委員会であったり、市民懇談会やアンケート調査、ワークショップ等による市民からの意見を積み重ね、透明性と公正、公平性を持ってこの計画を進めてこられています。

今回の変更点の中身についても、議会が再開される前の時点の2月26日日曜日に開催された野洲市民病院基本設計検討の市民懇談会で詳細が説明され、代表質問で市長にこの懇談会の状況や市民からの意見を質問した答弁には、駅からのアクセスや施設のあり方、駐車場、運営のあり方についてなど、市民の方々から多くの意見があり、基本設計の中に入れ込みたいと考えているというような答弁がありましたが、問題があると考えたら、この懇談会に参加して意見を述べる機会もあったはずです。

今回の修正案の提案説明に対して、先日の予算常任委員会での議員間討議の中では、昨年の市長選挙の結果で、市民の半分の人が不安を感じているという旨の発言がありましたが、そもそもこの新病院建設の事業は議会で可決して進んでいることから、新病院建設の可否が争点ではありません。仮にそうであったとしても、過半数を超える人々の新病院建設を願う市民の皆さんの思いの結果が山仲市長の当選ということを受けとめるべきだと考えます。

そのことが何よりもあらわれているのは12月の新病院設置の条例が総務常任委員会で否決されたことに強い不安を感じた多くの市民や団体の方々が議長に対して懇談を申し入れされたり、最終日の採決の議場にあふれんばかりの新病院整備を願う市民の方々が来られていたこと、そして今日の議会でもたくさんの市民の方々が来られていることで明らかになっていると思います。

重要なことは、今回提案がされている基本設計案のレイアウトがあくまで見た目よりも病院の中や機能、スタッフの働きやすさという一番大切な課題を優先としている点にあります。その上で、ヘルスケアパークの外壁をガラス張りとすることで、自動ドア越しに市民広場への視界確保も図られており、圧迫感の軽減や市民広場への誘導も重点的に考えたレイアウトともなっており、ワークショップでの議論や市民からの意見もしっかりと反映された基本設計案となっています。そして、持続可能な病院運営を目指す上で、医療のための機能やそれを支えるスタッフの充実によって、通院や入院される人々も命や健康が守られるということが何よりも一番大切なことです。

これまで2度の否決によって、新たな病院建設に向けた野洲病院スタッフの士気がくじかれ、土曜診察がなくなったり、小児科医の撤退による輪番制が崩れてしまったことや駅

前南口整備を共に進めてきたURが足踏み状態になってしまっていること、新病院建設を願う市民の人々や地域包括支援に関わる開業医や福祉関係の人々の不安感を再び生み出すことがあってはなりません。計画の本質的な議論がなく、枝葉の部分だけでの問題点でこの計画がとまってしまうことでは道理が通りません。

これまで2回の議員間討議では2度の否決や市民の思いは関係ないであったり、小児科医の引き揚げは否決とも関係ないといったような発言もありましたが、これから未来の野洲市民の医療を守るためにはこの新病院建設を実現させていく責任は重大であり、多くの市民の皆さんの願いをかなえるためにも議会として共に協力していくべきだと考えます。

以上、議第1号平成29年度野洲市一般会計予算に対する修正の動議に対する反対討論とします。

○議長（坂口哲哉君） 続いて、議第2号について、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。

議第2号の野洲市国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

新しい国民健康保険制度が平成30年から国民保険の財政運営を滋賀県が担うことを受けて、県が国保税率の統一化の方向を打ち出しました。それによると、野洲市は現在、県下19市町村で2番目の高い保険税となっています。ところが、それでなくても高い野洲市の国保税が県の試算でさらに1人当たり826円引き上げられるという試算が出されています。しかも、値上げされるのは野洲市と多賀町、甲賀市、東近江市、大津市だけです。これまで各市の保険料率のあり方について、市町間で差があることは好ましくないが、医療費適正化率等の取り組みや収納率に差があることやインセンティブを確保する必要がある等の観点から平準化を目指すとし、保険料率の統一を目指すことはしていませんでした。

しかし、将来的に県内で保険料率の統一を目指すべきという意見が出されているとしても、平成30年からの統一ではないが、将来的な目標として、国保運営方針に明記するとしています。これは県下一本化になれば、大幅アップするという自治体が出てくるということ。これを2月9日の日本共産党、高橋ちづ子、衆議院議員の指摘に塩崎厚生労働相も「一律の保険料率の保険料水準を求める仕組みはしていない」と答弁されています。ならば、滋賀県の将来的な保険料率の統一は、政府の姿勢と矛盾しています。

太田議員の代表質問でも、市長は「今の制度では見てないだろうと思う。統一というのは1つの要点だが、サービスは柱、そしてこれは均一でなければ、料金が統一されると医療サービスが住民でなく医療費が少ない方が結果的に統一料金を払うことになる」と答弁

されていますことから、そういうことからするならば、拙速な保険料率の統一を目指すべきではありません。

そもそも国保法は第3条で、保険者は市町村、特別区であると明記されています。にもかかわらず、県が平成28年度予算を基本に29年度の仮算定をすると、最初に述べたように野洲市を含めた5市町の保険税が引き上げられてしまい、市民への負担増となることは明らかです。この試算は市町ごとの医療費水準の差は納付金に反映していません。この夏に示される国の公費負担の考え方が決まれば、再度試算されるというものですが、激変緩和策まで示していることは問題です。

日本共産党市議団はこれまで一貫して、国保税の引き下げを求めてきました。社会保障制度としての国保制度の原点に立ち返った検証こそ今は必要です。同時に国の行った国保会計への国負担削減をもとに戻すことを国に強く求めるべきです。

以上のことから、平成29年度国民健康保険事業特別会計予算に反対討論とします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 続いて、議第3号について、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 第8番、野並享子です。

議第3号平成29年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算に対して反対討論を行います。

野洲市の後期高齢者は、平成28年3月現在で5,549人で、予算総額は5億1,800万円です。後期高齢者の医療保険は県事業として行われ、75歳以上の高齢者を別建ての保険制度にし、保険料は年金天引きです。保険料は天井知らずに上がり、年金は自動的に少なくなります。その上、今年4月から保険料の特例軽減が縮小されます。低所得者の所得割、5割軽減が2割軽減になり、扶養家族から後期高齢者制度に移らされた定額部分も9割軽減が7割軽減となり、来年以降もさらに削減すると決められており、社会保障の改悪に歯どめがかからない状況です。国民全体で187億円の負担増であり、野洲市でも5割軽減で607人、470万円、9割軽減で156人、450万円、合わせて920万円の負担増となり、生活を圧迫します。

後期高齢者医療保険での健診事業で、生活習慣病などある方は外され、これまで問題点を指摘してきました。野洲市では平成26年度まではほぼ全員に通知されていました。しかし、27年度から生活習慣病で医療機関にかかる人は通知されなくなりました。その結果、受診者は26年度の1,085人から27年度は584人に激減しました。この問題で党の県議団や市議団が県の広域連合と交渉をして、改善を求めてきました。今年4月か

ら1年間に生活習慣病の受診が3回以上、かつ血液検査を受けた方を除外対象とし、それ以外の方には受診券を発行することになりました。健診については、改善されましたが、根本的には年齢による差別医療については変わりません。

社会保障の扶養家族で保険料を納めなくてもよかったにもかかわらず、別建ての保険制度にして、保険料を納めるようになったことにより、9割軽減や5割軽減が実施されましたが、そして保険料の負担を軽くしてきました。しかし、今年からこの軽減を縮め、また1割負担の窓口負担も2割負担に引き上げる検討を2018年度末までに結論を出すとしています。社会保障費の自然増を半額以下に抑え、給付減と給付増を押し付けています。消費税が8%になるとき、約束していたものも実現していません。

国の社会保障の削減について、野洲市として、どうすることもできませんが、最終的には市民負担増と給付削減に対して心を痛み、国に対して意見を上げていただくことを求め、反対討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 続いて、議第4号について、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 議第4号平成29年度野洲市介護保険事業特別会計予算に対して反対討論を行います。

野洲市の介護保険事業会計予算は39億7,900万円で、認定者は2,200人あります。介護保険制度が実施され、16年経ちました。「いつでもどこでも誰でも」のローガンのもと、40歳から死ぬまで保険料が天引きされることになりました。家族介護から社会全体で介護するシステムになり、ひとり暮らしの方も自宅で暮らすことが可能になりました。また、予防介護も充実され、住み慣れた地域で自宅で自分らしい暮らしをすることができています。しかし、政府は団塊世代が75歳以上になる2025年を目指し、要支援1、2の生活支援やデイサービスを保険から外し、地域でのボランティアなどで生活支援を行う総合事業に移されます。将来は要介護1、2の生活支援やデイサービスも総合事業に移行していく計画です。

まず、来年度から要支援1、2がこの総合事業に移されますが、質疑でも明らかなように、緩和された介護ができる事業所がまだ手を挙げておられません。報酬が16、7%下げられるため、現在の状況で手を挙げれば、事業者は赤字になります。現在でも人材が集まらない介護の現場で、さらに低い報酬で人が集まる可能性は薄く、行き詰まることは目に見えています。短期集中のデイサービスは3カ月であり、それで介護予防が達成できるわけではありません。議案質疑の答弁で、必要な人は引き続き利用できるようにすると

われましたが、緩和基準で受けてくれる事業者がまず必要ではないでしょうか。3月20日の京都新聞でも報道されていますが、総合事業に切り替わりますが、担い手を確保できず、サービスの低下への懸念も出ていと書かれています、そのとおりであります。

要介護の人が1人で自宅で暮らすとき、買い物、掃除、調理、シーツや毛布の洗濯など、少しの生活支援をしてもらえれば、自宅で生活できます。これらを民間のお掃除屋さんや配食サービスなどの利用を進められれば、国民年金で暮らしている方などはとても余裕がありません。近所での見守りや助け合いを政府は勧めますが、なかなか他人の家に上がり込んで掃除や洗濯、調理などはできません。やはり、ヘルパーという専門職だから安心して任すことができます。

今年4月から総合事業が始まりますが、介護保険の更新のときにチェックが入り、外されることが危惧されます。国の制度変更で、地方自治体間で差が出てくることは明らかであります。本来は国の税金の使い方を変えて、社会保障の充実のために使うべきであります。高齢者が安心して暮らせる社会であってこそ、若者も安心して暮らせます。地方自治体から現状を国に上げていかれることを求めます。野洲市では、後退させないと答弁されますが、現時点において体制が整っていません。国の報酬単価が下がる中で、生活支援や機能回復訓練が保障されていないことを指摘し、反対討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 続いて、議第12号、第1番、稲垣誠亮君。

○1番（稲垣誠亮君） ただいま議題となっております議第12号野洲市病院事業会計予算について反対の立場から討論を行います。

計画の当初より野洲市民病院の立地場所を野洲駅南口市有地、経営形態を当面市の直営方式とし、これ以外の選択肢はないとして病院整備を執行部は進めてこられました。

なお、経営形態を市の直営とすることについては、国の公立病院改革プランが目指す方向に即していない内容となっており、また基本計画及び実施設計については、野洲市民病院整備の基礎を成すものであり、社会情勢の変化や国の動向などの外的要因に対しても慎重に対応する必要があるものと考えます。

また、本定例会の質問でも言われましたが、野洲市議会平成28年第5回定例会におきまして、野洲市病院事業の設置等に関する条例が賛成10、反対8の賛成多数で可決されました。しかし、設置等条例が可決されたにもかかわらず、その後も野洲市民の多くの方が関心を寄せられておられ、いまだ野洲駅前南口に新病院建設を反対しておられる市民団体や、病院が8年後に黒字に転ずるとした市の試算は余りにもずさんとして任期途中で辞

任された市の元代表監査員が市長に対し公開質問状を出され、さまざまな疑問を呈しておられること等が挙げられます。声を上げて、新病院整備計画に対し反対、あるいは疑問を呈しておられる方は少数ですが、その少数意見を排除するようなことがあってはならないと思います。昨年の市長選挙の結果を見ても、声を上げておられる方の少数の後ろには市民の約半数の方がいらっしゃいます。このように市が進めようとしている野洲市民病院整備計画に対し反対、あるいは疑問をお持ちの市民の方に対して、誠意ある対応と丁寧な説明が必要と考えます。

また、野洲市の厳しい財政状況の中で、新病院整備事業という大型プロジェクトを進めるにあたっては、住民の理解を得ることは必要不可欠であると考えます。執行部は計画が頓挫した場合、滋賀医大から医師の派遣がなくなるとか停滞したため小児科医が引き揚げるといわずらに市民に対して不安をあおり立てていますが、医大と距離の近い滋賀県職員との非公式の懇談の中で計画の頓挫が医師派遣中止に直結することはないと伺っていますし、小児科医の引き揚げについても本計画に直接起因するものではありません。これは従来から少ない小児科医の県内割り当てによるものであります。この件に関しては、非公式ではありますが、医局のラインから伺っています。そのため、可能性の1つとして、運営法人に変更はあるかもしれませんが、後継法人等の可能性を考慮すれば、野洲から地域医療がなくなることはありませんので、市民の皆様方にはご安心いただきたいと思います。

修正案成立後は速やかに野洲の中核医療を守るため、公務員ではなく、野洲市の財政規模に合った非公務員型により独立行政法人や指定管理者制度等で新病院の計画に変更することを誠意を持って市長に求めるものであります。一部を除き、全国的に特出される施策も野洲は多く、私は山仲市政を高く評価しています。速やかに計画変更の推進を求めるものであります。

議第12号平成29年度野洲市病院事業会計予算についての反対討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 議第12号平成29年度野洲市病院事業会計予算に対しての賛成討論を行います。

市民病院建設に向け、ようやく病院事業会計がつくられました。土地購入費11億2,500万円であり、病院用地として駐車場用地を土地取得特別会計から取得します。そうして、病院と駐車場の実施設計の業務委託9,543万円、さらに開設のための業務委託1,713万円などがあります。病院事業債は12億1,300万円と一般会計から5,

000万円の長期借入れの予算であり、病院建設に向け、必要な予算であります。会計的に企業会計であり、土地購入は既に市が購入しているものを事業会計に移す内容であります。また、病院や駐車場の実施設計予算であり、本当に待ち望まれていた事業であります。平成32年開設に向け、着実に進められるように求めていきたいと思っております。

病院関係者の方々に、現在、今の議会は拮抗している、ひょっとしたら、今回のこの採決で病院会計がなくなっていってしまうということを言いましたら、本当にびっくりされておりました。そんなことになったら、経営は大変になるな、じり貧になるなどおっしゃっていました。

野洲病院がなくなる、中核医療機関がなくなると今おっしゃいました。確かに建物はあるでしょう。しかし、本当にそこに魂が入った医師や看護師、スタッフがいればこそ成り立つ事業であると思っております。そこに本当にそういった思いが断ち切れたときに、病院があるだけでは成り立っていかないのではないのでしょうか。

この病院会計は本当に市民の皆さんが次の未来のために高齢化社会に向けて、安心して健康、命を守っていける、そういう思いを込めた、私はこの予算であるかと思っております。賛成討論とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 続いて、議第19号について、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） 議第19号野洲市農業委員会の委員の定数に関する条例に対して反対討論を行います。

本条例の制定は、農協改革関連法の一環で、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、提案されました。これまでの農業委員会の位置付けに比べ、新しい法律では農民の地位向上が削除され、意見の公表、建議を業務から削除するなど、農業者の民主的な機関としての性格を法律から消し去り、制度の根幹を変質され、重大な内容となっています。農業委員会法の改正は、農地法や農協法と一体的に行われ、関係者や現場の声を無視し、農地を集約し、大規模化し、企業の参入を進めるために強行されました。

質疑でも明らかなように、野洲市で新たにふえた担い手は3名であり、一方で、平成2年から27年の5カ年で離農された方は331戸、23.3%の減少と答弁をされました。離農されたが、農地は地域に移動し、中間管理機構で集約され、耕作放棄地はないと答弁されましたが、将来的には破綻するのではないのでしょうか。企業が耕作している田んぼでは除草剤が使われ、琵琶湖に流れ出し、アユの漁獲が激減したという状況を聞けば、環境面でも心配されます。

また、農業委員の公選制から市長の任命制に変わりましたが、農業者の現場からの声は任命制になれば、恣意的な人選になる懸念が否定できないということから、公選制の維持を強く求められていました。

国の方針で変えられた制度の中で唯一狭められたのは、委員の半数以上を認定農業者が占める、農業者以外で中立的公正な判断ができる人を1人以上入れる、女性や青年を積極的に登用するとあります。地域の農業や農地を守る意欲があり、真剣に行動する人を選ぶことが以前よりも重視されました。このことにより、全て公募制にしているところや女性、青年枠を設けているところなどがありますが、野洲市の規則では従来どおりの推薦募集であり、自治会推薦2人、団体推薦4人で、女性や青年枠がなく、国が積極的な登用を求めているにもかかわらず、野洲市では保障がありません。

さらに男女共同参画の立場からすると、女性の比率を3割以上にすべきと言われており、前回の農業委員会の選挙のときも女性をふやすように言われていました。今回、北野学区、野洲学区では公募推薦は1人の枠です。耕作農地面積で割り当てられたために起こっている状況であり、青年、女性を推薦するには無理があるのではないのでしょうか。

今回、条例が提案され、規則が出されていますが、既に1月末の自治連合会の役員会で自治会推薦の定数が明示され、人選に入っているところもあります。本来なら議会で議論され、決まってから提案すべきではないのでしょうか。

条案では第3条で必要な事項は規則で定めるとなっています。この規則の修正を求め、反対討論とします。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により本日の会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は5時とします。

（午後4時45分 休憩）

(午後5時00分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、順次採決いたします。

まず、議第1号に対する立入三千男他3名から提出された修正案について、採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

ただいまの採決については、起立者の多少の認定が困難です。よって、会議規則第81条第2項の規定により、本件については記名投票で採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(坂口哲哉君) 本職を除くただいまの出席議員数は18人です。

事務局から投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(坂口哲哉君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(坂口哲哉君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は記名です。投票用紙に本件を可決することに賛成する方は賛成と、反対する方は反対と記入の上、自己の氏名を併記し、点呼に応じて順次投票願います。投票につきましては、演壇に投票箱を設置しておりますので、演壇に向かって左側から登壇して右回りで投票願います。

これより、投票に移ります。

事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(坂口哲哉君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(坂口哲哉君) ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第9番、東郷正明議員、第10番、中塚尚憲議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(坂口哲哉君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票

そのうち

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 9票

白票 0票

でございます。

以上のとおり、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、本職において本件に対する可否を裁決いたします。

本件については、本職は可決と裁決いたします。よって、議第1号に対する修正案は修正案のとおり可決することに決しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正議決した部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

続いて、議第9号に対する立入三千男議員他3名から提出された修正案について、採決

いたします。

お諮りいたします。

本修正案について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坂口哲哉君) 到着席願います。

ただいまの採決については、起立者の多少の認定が困難です。よって、会議規則第81条第2項の規定により、本件については記名投票で採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(坂口哲哉君) 本職を除くただいまの出席議員数は18人です。

事務局から投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(坂口哲哉君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(坂口哲哉君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は記名です。投票用紙に本件を可決することに賛成する方は賛成と、反対する方は反対と記入の上、自己の氏名を併記し、点呼に応じて順次投票願います。投票につきましては、演壇に投票箱を設置しておりますので、演壇に向かって左側から登壇して右回りで投票願います。

これより、投票に移ります。

事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(坂口哲哉君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（坂口哲哉君） ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第11番、上杵種雄議員、第12番、市木一郎議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（坂口哲哉君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票

そのうち

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 9票

白票 0票

以上のとおり、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、本職において本件に対する可否を裁決いたします。

本件については、本職は可決と裁決いたします。よって、議第9号に対する修正案は修正案のとおり可決することに決しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決いたします。

修正議決した部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、議第2号平成29年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第2号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第3号平成29年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第3号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第4号平成29年度野洲市介護保険事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第5号平成29年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第6号平成29年度野洲市墓地公園事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第6号は、委員長の報告のとおり決すること

に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第7号平成29年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第7号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第8号平成19年度野洲市工業団地等整理事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第8号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第10号平成29年度野洲市水道事業会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第10号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第11号平成29年度野洲市下水道事業会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第11号は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第12号平成29年度野洲市病院事業会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第12号は、委員長の報告のとおり決すること
とに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坂口哲哉君) 到着席願います。

ただいまの採決については、起立者の多少の認定が困難です。よって、会議規則第81
条第2項の規定により、本件については記名投票で採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(坂口哲哉君) 本職を除くただいまの出席議員数は18人です。

事務局から投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(坂口哲哉君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(坂口哲哉君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は記名です。投票用紙に本件を可決することに賛成する方
は賛成と、反対する方は反対と記入の上、自己の氏名を併記し、点呼に応じて順次投票願
います。投票につきましては、演壇に投票箱を設置しておりますので、演壇に向かって左
側から登壇して右回りで投票願います。

これより、投票に移ります。

事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長（坂口哲哉君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（坂口哲哉君） ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第13番、山本剛議員、第14番、鈴木市朗議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（坂口哲哉君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18 票

そのうち

有効投票 18 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 9 票

反対 9 票

白票 0 票

以上のとおり、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、本職において本件に対する可否を裁決いたします。

本件については、本職は否決と裁決いたします。よって、議第12号は否決することに決しました。

次に、議第19号野洲市農業委員会の委員の定数に関する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第19号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後5時33分 休憩)

(午後5時37分 再開)

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま野並享子議員から、決議第1号、議第19号野洲市農業委員会の委員の定数に関する条例に対する附帯決議（案）が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂口哲哉君） ご異議なしと認めます。よって、決議第1号、議第19号野洲市農業委員会の委員の定数に関する条例に対する附帯決議（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

決議第1号、議第19号野洲市農業委員会の委員の定数に関する条例に対する附帯決議（案）を議題といたします。

決議第1号について、提出者の説明を求めます。

第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 議第19号野洲市農業委員会の委員の定数に関する条例に対する附帯決議（案）を提案させていただきます。

今般の法改正による農業委員の任命については、年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮するとされ、委員の一般公募や任命にあたっては青年、女性を登用することが求められている。しかし、本条例案に基づく5附則案では自治連合会及び団体による委員推薦規定のみであり、青年や女性の登用が保障されていない。1月24日の自治連合会役員会に提出の案が提示され、2月の農業委員会においても定数の案が出され、既に自治連合会では推薦の準備が進められている。法の趣旨を理解し、女性、青年を推薦の準備をしているところもあれば、全く従前どおりの割り振りで推薦の準備をしている自治連合会もある。法改正の趣旨を徹底する必要がある。よって、下記の点に特に配慮されることを要望する。

1、同規則案に一般公募制や青年、女性登用規定の改正を行い、青年、女性を積極的に登用すること。

以上、決議する。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） これより、ただいま議題となっております決議第1号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） ご異議なしと認めます。よって、決議第1号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております決議第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

決議第1号、議第19号野洲市農業委員会の委員の定数に関する条例に対する附帯決議（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

暫時休憩します。

（午後5時42分 休憩）

（午後5時42分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（少数起立）

○議長（坂口哲哉君） 起立少数であります。よって、決議第1号は否決されました。

次に、議第20号野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第20号は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第21号野洲市くらし支えあい条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第21号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第22号野洲市防災センター条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第22号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第23号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第23号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第24号野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第24号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第25号野洲市税条例等の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第25号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第26号野洲市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第26号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第27号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第27号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第28号野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 28 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 29 号野洲市野洲駅自由通路昇降機条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 29 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 29 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 30 号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 30 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 30 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 31 号野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 31 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 31 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 3 2 号野洲市空き家の適正管理に関する条例を廃止する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 3 2 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 3 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 3 3 号野洲市青少年問題協議会条例を廃止する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 3 3 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 3 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 3 4 号相互救済事業の委託につき議会の議決を求めることについて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 3 4 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 3 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 3 5 号市道路線の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 3 5 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第38号から議第41号、決議第2号、意見書第1号から意見書第4号についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) ご異議なしと認めます。よって、議第38号から議第41号、決議第2号、意見書第1号から意見書第4号についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(坂口哲哉君) 追加日程第1、議第38号から議第41号について、平成28年度野洲市一般会計補正予算(第6号)他3件を一括議題とします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長(立入孝次君) 朗読いたします。

議第38号平成28年度野洲市一般会計補正予算(第6号)他補正予算案件1件、議第40号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議第41号野洲市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて。

以上です。

○議長(坂口哲哉君) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆様には、また傍聴人の皆様にも長時間にわたってお疲れのことと存じますが、4件追加提案をいたしましたので、提案理由の説明をいたします。

まず、議第38号平成28年度野洲市一般会計補正予算(第6号)につきましては、繰越明許費を定めようとするものです。

主な内容といたしましては、国庫補助金の執行残の活用や国の補正予算による追加内示を受けて、事業の進捗を図るため、事業実施期間との関係から繰り越すことが必要なものとして、通学路、交通安全対策事業や野洲駅北口駅前広場整備事業、また設計変更や天候不順、事業スキルの見直し等により、年度内に完成しないことから繰り越すことが必要となる病児保育施設整備事業費補助金や交流商業施設整備方針策定事業の他、国の予算措置が前提としている事業実施期間から繰り越すことが必要となる個人番号カード等関連事務

負担金であり、合計5件の事業、総額では1億3,891万8,000円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、議第39号平成28年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、繰越明許費を定めようとするものです。

内容といたしましては、社会資本整備総合交付金を活用し、前倒しして実施する農業集落排水の公共下水道接続事業において年度内に完成が見込めないことから、総額1億4,144万円を翌年度に繰り越すものです。

議第40号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成29年2月22日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容につきましては、所得の少ない被保険者に対して賦課する保険税の算定基準を緩和するものです。具体的には、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乘ずる金額を26万5,000円から27万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乘ずる金額を48万円から49万円に変更するものです。

なお、本条例は平成29年4月1日から施行するものです。

最後に、議第41号野洲市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

現教育委員会教育長であります川端敏男さんは、2期通算4年5カ月にわたり、野洲市の教育行政のために本当に大きなご貢献をいただきました。特に新教育委員会制度の変わり目にご貢献をいただき、その制度定着に大きな実績を上げていただきました。しかし、本年3月31日をもって教育長を辞任されることとなりました。

つきましては、新たに教育長として西村健さんを任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。西村さんは、昭和53年4月から平成27年3月までの長きにわたり、公立学校教諭、また近江八幡市立八幡中学校、八幡東中学校の教頭、武佐小学校、また野洲市立野洲小学校の校長として学校経営に全力を挙げて取り組んでこられました。その間、近江八幡市教育委員会教育部次長などをされ、教育行政の充実、発展に尽力をされました。退職後は野洲市教育委員会事務局学校教育課において、ほほえみ指導員として本市の学校教育の振興を図るため

多大のご尽力をいただいているところであります。これまでの教育行政に関する豊富な知識と経験をさらに発揮いただけるものと確信しており、温厚篤実かつ人格が高潔な方で、教育行政に関し深い識見をお持ちですので、教育長として適任であると考えております。

なお、委員の任期は現川端教育長の残任期間である平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間であります。

以上、ご審議の上、ご採決賜りますようお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、ただいま議題となっております議第38号から議第41号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております議第38号から議第41号について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） ご異議なしと認めます。よって、議第38号から議第41号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第38号から議第41号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第38号平成28年度野洲市一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議第39号平成28年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議第40号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議第41号野洲市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第41号は原案のとおり同意することに決定しました。

(追加日程第2)

○議長(坂口哲哉君) 追加日程第2、決議第2号福祉医療費助成制度の拡大を早期に求める決議(案)を議題とします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長(立入孝次君) 朗読いたします。

決議第2号福祉医療費助成制度の拡大を早期に求める決議(案)。

以上です。

○議長(坂口哲哉君) 議案の朗読が終わりましたので、提出者の説明を求めます。

決議第2号について、第2番、北村五十鈴議員。

○2番(北村五十鈴君) 第2番、北村五十鈴でございます。

福祉医療費助成制度の拡大を早期に求める決議(案)。

平成28年11月、野洲市議会定例会で福祉医療費助成制度の拡大に関する請願についてが採択されました。しかし、平成29年2月、野洲市議会定例会での市長答弁ではそれに応えるものではありませんでした。請願は憲法が認める国民の意思表示の貴重な1つです。福祉医療助成制度の拡大は野洲市民の切実な願いであります。よって、関係当局との調整を図って、早期の実施を求めるものです。

以上、決議する。

平成29年3月24日。野洲市議会。

○議長（坂口哲哉君） これより、ただいま議題となっております決議第2号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩します。

（午後6時02分 休憩）

（午後6時20分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第10番、中塚尚憲議員。

○10番（中塚尚憲君） 議第2号福祉医療費助成制度の拡大を早期に求める決議（案）について、質疑を行います。

先日の委員間討議の中で共産党議員の発言で病院関係の話をしている中にこの福祉医療の話が出てきました。僕も共産党さんが署名を集めてはるときから賛成している者なので、応援はしているんですけども、その中で優先順位というような発言をされておりまして、なので、僕のイメージでは病院を優先するから、今回、これは、まあ言うたら、次の段階かなというような話で僕の中でおさめていたんですけども、今回、6月ぐらいにこれが出てきたら、優先順位が付いているのかなと思ったんですけども、今回、同じように助成制度を出されて、さらに早期の実施を求めるといような形で、またこちらも急いでくれよというような形で書かれていたので、提案者の北村さんではなくて、同党の共産党の野並さんも賛成者の中に入っておられますので、その辺についてちょっと何をもってこのときは優先順位と言われたのか、説明していただけたらと思います。

○議長（坂口哲哉君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 今、中塚議員の質疑なんですけど、私が発言したのでないの、どういう意味で、時系列というのか、それが私にはちょっと理解ができないんです。どこでそんなことの話があったんだか、私の記憶にないのと、自分の発言をしていないので、ちょっとわからないんです。もう少し詳しく時系列で話をしていただけませんか。いや、これでは私でないの、答え。私が言ったんだしたら、私の思いを言いますけど。

今回、基本的にこの決議を出したというのは、去年12月の議会で請願が採択をされた、

可決をされたというのはいさぐい重みがあるんです。何回も何回も私は出しましたが、全部否決されていましてから、それがこの議会の中で可決をされたというのはいさぐい重みがある、そういう内容なんです。ですから、このまま病院の、私が思うには病院の目処が付いたらという、市長が言われると、そうすると8年後に黒字というシミュレーション、これからまだ2年かけて建設をしていくということですから、そしたら10年先というふうな、私、市長の病院の目処が付いたらという思いの発言はそんな先の話ではないよというふうな私は思いを持っています。ですから、早く提案をしてほしい。財政もあるので、小学校1年生、2年生だけでもとかいう思いはあります。

それと、県が500円の一部負担をこれまで市単費で出していました。それが県が無料化ということで就学前は全部県単費で持つことになりましたから、言うてみたら、野洲が単費で出していたお金は浮いているはずなんですよ。そのときに県下の中で小学校3年生まで無料にするとか中学校まで無料にするとかいうて、県が無料化にして、単費で出す分をなくなったときに大体拡大されているんです。ですから、本来は野洲でもそういうふうな形をしていただきたいと言うて、議論を私はしていたと思います。ですから、いや、あっちにもこっちにもいっぱい使わんならんさかいにとかいうふうな説明だったと思うんですけども、県下の動きはそのときに拡大をされていっているんで、だから、医療費無料化のために市として税金をそこに使っていたんだから、その額に合わせるぐらい、県が出してくれたお金によって浮いたんですから、その額に見合うだけぐらいの学年までは拡大してほしいというのが私の思いですけど、太田議員がその思いと食い違っているのかどうかは私はちょっとわかりませんので、何を優先とされているのかというふうな、そういうふうな形を求められてもちょっと私は答えることはできません。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決議第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） ご異議なしと認めます。よって、決議第2号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております決議第2号について討論を行います。

討論はございませんか。

討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

決議第2号について、第1番、稲垣誠亮議員。

○1番（稲垣誠亮君） それでは、福祉医療費助成制度の拡大を早期に求める決議（案）について、賛成の立場から討論いたします。

少子化が進む中、野洲市にとって安心して子どもを産み育てることができる環境をより一層整備させることが広範な市民の願いとして今現在求められています。特に低所得者の場合、医療費がかかるという理由で軽症な症状の場合通院しないという判断に傾くこともあり、防げる病気を悪化させるケースも想定されます。また、通院の負担を軽くすることで、子どもや保護者の状態を知る機会がふえれば予防にも生かすことができ、長期的に見れば、大きな疾病を減らすなどの側面もあります。

私は平成27年3月定例会一般質問、平成29年3月定例会一般質問にて、小学生の通院無料化の実現を求めてまいりました。そのような中、平成28年12月定例会において、福祉医療費助成制度の拡大に関する請願が採択され、大変喜んでいましたが、今月定例会一般質問において、私は市長に対し、一刻も早く実施するよう求めましたが、市長の答弁は、市民の皆さんが聞いて到底納得できるものではなかったと思います。市民の方が知りたいのは、今後どのようにこの制度が具体化していくこととあります。優先順位については、各事業の精査を行い、費用を捻出することしかないとは思いますが、またそれとは別に、仮に現在進んでいます病院整備事業計画であります。この計画修正変更がなされれば、当面市から一般財政から捻出され費用も減少することも想定され、本早期に実現を求める決議（案）に加速度的につながるようになると思っております。

議会の総意で請願が採択された以上、速やかに制度化すべきであることから、決議に対しての賛成討論といたします。

なお、この前回の請願の12月の決議に関して、賛成、反対の議員がりましたが、当然、賛成して下さった議員の方々は当然同様の今回の決議案に対しても同様の賛成の挙手というふうになると思っておりますので、できれば、なるべく多くの賛成が得られればと私は思っております。

最後に、請願の紹介者、今回の決議（案）の提出者として尽力なされた北村議員に対し、議員有志を代表し、謝辞を申し上げます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

決議第2号福祉医療費助成制度の拡大を早期に求める決議（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、決議第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後6時33分 休憩）

（午後6時36分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（追加日程第3）

○議長（坂口哲哉君） 追加日程第3、意見書第1号から意見書第4号まで、組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書（案）他3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

意見書第1号について、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書を趣旨説明させていただきます。

過去3回にわたって国会で廃案となった共謀罪法案が今回、国会でテロ対策を名目としたテロ等組織犯罪準備罪という名称に変えて、先日、閣議決定がされ、国会に提出されて強行させようとしておりますが、これは国民の目を欺く印象操作にすぎません。既にテロ対策はもう手当てがされていますし、いろんな意味で取り締まるのは現行法で十分でき、新たな法案をつくる必要はありません。この共謀罪というのは一般市民の会話とかが捜査対象になるそういう状況で、メールでやりとりしたのもそういうなんにかかってくるというような形で、本当にテロとかオリンピックとかを口実にしていますけども、ものを言えない監視社会になっていくという状況になります。

この2月23日に日本弁護士会がテロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の国会提出に反対する意見書というのが提出されました。この意見書で従来の共謀罪法案と同じ

く犯罪を実行しようとする意思を処罰の対象としているという批判をされております。おそれがあるというだけで、事前に隠しカメラとか盗聴とか、さまざまなことがされていくということで本当に恐ろしい状況になります。

こうしたことをさせないためにも国民を監視するとかいう、そういうふうな危険きわまりない共謀罪の創設は決して行うものではないというふうに思いますので、意見書を提出したいと思います。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第2号について、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） 「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用・第三号様式）」への個人番号の記載を中止することを求める意見書（案）について、提案説明を行います。

基本的には皆さんも見られたと思いますけど、陳情書が来ておりましたが、これをもとに作成しておりますが、マイナンバー制度そのものが国民にとってメリットがないということをおれまでもたびたび訴えてきましたが、今現状、野洲市であったり、近隣のこの普及率を当局に聞いたところ、1割以下ということが数字的に出ています。そこに明らかになっているのではないかと思います。そもそも個人情報の自己コントロール権であったり、プライバシー権というところで、憲法違反の制度ということも言われております。私たち個人もマイナンバーを書くことということは、法的には決まっていませんし、選べるわけですけど、実態は書かなければいけないがごとくというようなことが行われてきていました。それは代表質問であったりも、それをやりとりしましたけど。

大変なのは、事業をされている方々は市民の従業員から個人情報を勝手に、法的に決まっていけないのに、今、事業者として提出しなければいけないところを事業者から聞かなければならない。それが情報漏えいしているというふうに従業員から訴えられる可能性もあるし、行政もそれを市民から個人情報をとということで訴えられる可能性もあるということも言われてはおります。

というところから、この記載ということをもう行わないようにしてほしいというような陳情があったので、この「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（第三号様式）」というものへの個人番号の記載は拒否すべきだということを訴えさせていただきます。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書3号について、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書（案）について、ご説明させていただきます。

重立った内容といたしましては、今、お手元の内容でございまして、野洲市におきましては、ネットというか、野洲市のホームページを見ますと、市内で給水事業者が34、排水が29、県内、市外で登録される給水が204、排水が151、外の業者でも登録されているのが10社となっております、いずれも、中にはもう廃業されている方もおられます、工事の後トラブル等が起こっているのが現状だそうで、建築業者、電気設備業者は常に3年とか更新制になっておりまして、廃業されている方はなかなかきちとした工事をされていないのが現状にあるようでございますので、登録制の導入をしていただきたいということで、今回、制度の意見書をつくらせていただきました。

地方自治法の99条の規定によりまして、提出いたしますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第4号について、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世でございます。

意見書第4号無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）について、説明させていただきます。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっております。2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料講習無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続の簡便性の面での課題が指摘されております。

政府は防災の観点から、2020年までに約3万カ所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅、鉄道、宿泊施設など、人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけております。Wi-Fi環境の整備促進はインバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について、強く要望いたします。

以下、3点でございます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。議員の皆さんのご

賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第4号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第4号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号から意見書第4号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第4号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後6時48分 休憩）

（午後6時49分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、これを許します。

まず、意見書第1号について、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

意見書の組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書に対しまして、反対の立場で討論させていただきます。

国際組織犯罪防止条約を締結し、国際社会と協調して組織犯罪と闘うことは極めて重要であり、条約の締結に伴う法整備を進めていくべきと考えております。この条約はこれまで187カ国が締結しておりまして、G7、主要7カ国においても、我が国だけが締結していないのが現状でございます。政府といたしましては、一刻も早い国際犯罪防止条約を締結するため、重大な犯罪に関わる共謀、組織的共犯集団への参加に対する犯罪化する必要がございます。したがって、本案における共謀罪についても、構成要件を精査の上、与

党と調整し、組織犯罪処罰法の改正案を今国会で提出して、早期成立を今検討されている状況でございます。

同改正案につきましては、対象となる犯罪を限定する他、対象となる集団を専ら犯罪を目的にする集団に限定する方針であり、組織犯罪を企図しない一般国民には関係しない法案であることは明らかであり、国内の治安対策として早期の法案成立が必要であるものと考えております。

さらに、国際社会の一員といたしまして、2020年東京五輪・パラリンピックを控えている日本として安心安全な国の環境はつくるべきと考えております。安倍首相は「法案が成立しなければ五輪は開けないと言っても過言ではない」とも明言しておるところでございます。

さらに、暴力団など、組織犯罪対応に取り組む弁護士がこの共謀罪の成立要件を絞ったテロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立を求める提言書を公表もしております。共謀罪が政争の具となり、国際組織犯罪防止条約の批准が遅れている国民の生命、身体、財産を組織犯罪の脅威にさらすものだなどとも主張しているところでもあります。

日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会は、元委員長でございますけれども、疋田淳弁護士が呼びかけ人の代表となり、約130人の弁護士が名を連ねている状況でもあります。さらに、オウム真理教によるあの地下鉄サリン事件1995年や、またパリ同時多発テロ2014年を例に挙げ、事前に抑圧する手段を講じることは極めて重要であるとも指摘しており、国際的な組織犯罪対策のネットワークに加入し、条約に基づく便宜を受けるための共謀罪の制定が、今、強く望まれていると認識しております。

以上のことから、組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書（案）に対しまして、反対討論といたします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 続いて、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。

組織犯罪処罰法改正に反対する意見書に賛成の立場から討論をします。

政府が今国会に提出しようとしている組織犯罪処罰法改正案は2020年開催の東京五輪・パラリンピック等に向けて、テロ対策強化を口実に法整備の目的を掲げ、テロ等準備罪と呼んでいましたが、この法律のどこにもテロの定義も文字も一言も入っていませんでした。共謀罪とはいったい何なののでしょうか。2人以上の者が合意して悪事をたくらむこ

と、特定の犯罪を実行する目的で準備行為をすることが予備罪であり、共謀罪はこの予備罪の前の段階、つまり複数人で犯罪行為を行うように企てたり、相談した段階で犯罪になるという法律です。

政府はテロ対策という言葉を使えば、国民が納得するという見え透いた世論対策だったのでしょか。だんだん国民にその本質を見抜かれると、慌ててテロ対策という言葉を明記しました。この共謀罪で問題なのは、日本の刑事司法の基本原則を変えてしまうということです。つまり、これまでの刑事司法は少なくとも未遂か実際に罪を犯した場合のみ限られ、処罰の対象となっていました。心の中の犯罪準備の意思は処罰対象になっていませんでした。政府が国際組織犯罪防止条約の批准にあたって、本改正法案が必要ということ矢野議員が発言されましたけれども、日本を既に内乱や個人や団体による外国人に対して行う戦闘行為の準備、その他身代金目的、略取など、強盗、放火など、各予備罪、凶器準備集合罪などが規定されており、組織犯罪に関連した主要な犯罪は現行法によっても処罰が可能とされています。また、テロ行為についても航空機のハイジャック等の処罰に関する法律等の個別法で予備罪の処罰規定も存在し、銃刀法違反や毒物、薬物、化学兵器の所持を取り締まる実効的規制も存在する中で、懲罰罪という、新たな立法をつくる立法事実がありません。たとえ、条約に基づいて新たな法をするにあたって、それぞれの国の憲法をはじめとした刑法の基本原則に反するものであってはならないのは当然のことで、このことは条約34条1項で明らかにされています。

さらに、日本は国連の13本のテロ防止関連条約を全て締結し、それに対して整備された国内法や現行の刑法で十分対応可能であり、本改正法は必要ありません。さらには、対象となる組織的犯罪集団の定義も曖昧となっています。拡大解釈が際限なく可能な上に、それに当たるかどうかは捜査当局の判断に委ねられます。

国会審議でも捜査機関の裁量によって対象が際限なく広がるのが懸念されています。また、準備行為は計画した者のいずれかにより行えばよいとされるため、1人が計画を実行に移すための準備行為をすれば計画した残りの多数が犯罪の合意だけで処罰対象となり、一般市民を含むこととなります。共謀罪を検挙するには、共謀の現場を押さえるのが最も効果的ですが、共謀罪の検挙は困難で、多くの場合は参加したとされる者の供述による他ありません。結果として、無実の者が巻き込まれる危険性があります。密告があれば、取り締まりの対象が際限なく広がり、現在の治安維持法ともいうべきものであり、このような国民の懸念が拭えないまま、法案の――国会に提出されましたね――法制定を行うべき

ではないと考え、意見書第1号の組織犯罪処罰法改正に反対する意見書に対して、賛成討論とします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第2号について、第12番、市木一郎議員。

○12番（市木一郎君） 第12番、市木一郎でございます。

それでは、ただいま議題となっております意見書第2号「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号の記載を中止することを求める意見書（案）に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。国民の利便性の向上としては、これまで市区町村役場、税務署、社会保険事務所など、複数の機関を回って書類を入手し提出するということがありました。マイナンバー制度の導入後は社会保障、税関係の申請時に課税証明書などの添付書類が削減されるなど、面倒な手続が簡単になります。また、本人や家族が受けられるサービスの情報のお知らせを受け取ることも可能になります。

行政の効率化としてはマイナンバー制度の導入後は国や地方公共団体等での手続で、個人番号の提示、申請書への記載などが求められます。国や地方公共団体の間で情報連携が始まると、これまで相当な時間がかかっていた情報の照合、転記等に要する時間、労力が大幅に削減され、手続が正確でスムーズになります。

公平、公正な社会の実現としては、国民の取得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に逃れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能になります。

この意見書にあります「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号の記載に対しましては、企業への送付、マイナンバーが記載されます。個人への送付にはマイナンバーは記載されません。このように運営については、総務省としては適切な安全管理のためのガイドラインの制定等を通して、中小企業事業者に対して規模に応じた対応方法、実務への影響などを配慮しています。適正な管理については、市区町村それらの個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対して、番号法に基づいて所要の安全措置を講じることが義務付けられており、漏えいについても対策がとられていると考えます。

以上、「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号の記載を中止することを求める意見書（案）への反対討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。

意見書第2号「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号の記載を中止することを求める意見書に対して、賛成する立場から討論を行います。

この制度は社会保障・税番号制度として2013年5月に成立しました。政府はこの制度の利用範囲は社会保障や税金、災害対策とされていますが、制度が開始されて以来、多くの問題点が明らかになってきています。

その第1は、情報の漏えいや悪用です。成り済ましなどによる詐欺事件、さらには日本年金機構の125万件に及ぶ年金情報の漏えいが起き、国民の個人情報保護に対する信頼は大きく揺らいでいます。

第2に、利用範囲の再編内拡大です。給与所得等に関わる特別徴収税額の決定・変更通知書への記載で個人の預貯金や医療、健康の情報が事細かく察知され、商用へと悪用される危険を伴います。

第3に、社会保障の給付削減と負担増になる危険です。政府はこの制度で社会保障の給与負担増の公平性を図るとして、財務省は預貯金を勘案して負担を求めるなど、高齢者へのたび重なる負担増と給付減につながっています。

第4に、IT産業などの特定の企業には莫大なもうけの恩恵を受けますが、国民にはデメリットしかありません。厚生労働省の職員と民間企業との汚職事件も起きています。

第5に、中小企業には初期費用だけでも多大な負担がふえて、経営を圧迫するだけでなく、個人情報の漏えいの責任も負わされてしまいます。

個人番号のカード登録は情報の漏えいの警戒感から10%以下であり、個人番号の記載を中止することを求めます。安倍内閣は税と社会保障の一体改革を進めるもとの、マイナンバー制度での個人番号記載は国民の情報を一元的に管理すると共に国民を監視し、社会保障の給付を削減しようとするものであり、この制度による個人番号記載の中止を強く求める意見書に対して、賛成討論とします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第1号組織犯罪処罰法改正に反対する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第1号は否決されました。

次に、意見書第2号「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号の記載を中止することを求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第2号は否決されました。

次に、意見書第3号指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第4号無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するもの

については、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。

(午後 7 時 0 6 分 休憩)

(午後 7 時 1 0 分 再開)

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 平成 29 年第 1 回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

まず、本日最終日、長時間にわたりましてご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

それと、本定例会は去る 2 月 28 日から本日までの 25 日間でありました。議員の皆様には提案いたしました追加案件を含め、41 件につきましてご審議をいただき、このうち市政全般に係る最重要議案であります議第 1 号平成 29 年度野洲市一般会計予算、また議第 9 号平成 29 年度野洲市土地取得特別会計予算、そして議第 12 号平成 29 年度野洲市病院事業会計予算の 3 議案を除き、お認めをいただきました。

また、本定例会の代表質問等を通じまして、さまざまな分野における施策に対しまして、貴重なご意見、ご提案をいただきました。誠にありがとうございます。

さて、議第 1 号平成 29 年度野洲市一般会計予算案の修正案の可決による新病院整備に係る一連の予算の否決は全く予想外の結果でありました。既に一昨日の予算常任委員会に絡んで、本会議での議案採決について、競馬や株価ではありませんが、結果予想の報道がされたことから、昨日は市民や団体からどうなっているのかとのお問い合わせや心配のお言葉を多くいただきました。会派に偏らず不偏不党で議会の鏡であることが期待されている議長の判断などが一部紙面で予測されていたことの問題はさておくとしまして、寄せられた声の多くは、賛否は市の病院計画についてであるということよりも、むしろ議会でここまで決められてきたものはなぜなのかという疑問と不信に満ちたものは大半でありました。

昨年 12 月野洲市病院事業の設置等に関する条例が可決され、4 月 1 日から施行となっ

ており、病院事業は始まることとなっております。条例というものは申すまでもなく、成立した後は審議と議決を行っていただいた市議会の手を離れ、当の議会をも拘束する市民共有の約束、つまり例規となって発行いたします。この条例が存在する限り、市民はこの条例を守り、条例の目的を達成するよう努める責務を負っております。とりわけ、執行機関である市長の私と立法機関である議会議員の皆さんはこの条例の実現に向け、重い責任を負っていることは申すまでもありません。

しかるに、今回、当該条例の改正、あるいは廃止を行わないままで、その執行のための予算を措置しないという措置を修正案の提出、賛同、賛成という能動的行為をもってなされたことは当該条例を積極的に無視し、市民共有の約束をほごにし、市議会議員に課せられた責務を積極的かつ有意に放棄された重大な、あえて言えば、語弊なく言えば、背任的行為であり、議会制民主主義の根幹を揺るがし、さらには本市の行政秩序を無効化する、あえて言えば、暴挙であると思います。もし、今回の結果、このままで市民皆さんの熱い期待のこもった新病院計画の命脈が断たれることとなるなら、野洲市のまちづくりの歴史の一大汚点となることと信じております。

また、地元医師会や滋賀医科大学等の期待と信頼関係を改めて裏切ることであることはもちろん、新病院への期待によって高まりつつある医師、看護師をはじめとする、野洲病院職員の士気の維持、医療サービスの質の向上にこれまた改めて致命的な水を差すおそれがあります。

まさに、いわゆる3度目の正直ならぬ、その反対の3回目での取り返しの付かない最悪の事態も想定されます。そもそも医科大学との関係を県の管理職員が市内に在住していることと同等に評価したり、職員の士気を試すことが議員の皆さんからの期待だけでできるという安易な発想には全く驚きました。もともと医大との関係は新病院計画を前提に築かれたものであります。新病院計画がなくなれば、民間病院が市民病院になるということだけで関係の維持はできません。士気の維持も全く同様であります。

公立病院改革ガイドラインにおける国の方針は決して公立病院をなくそうということではありません。公立病院の経営を健全化して、市民、国民に公共サービスとして良質な医療を提供しようというのがガイドラインの本旨であり、今日、ずっと私はだまってお聞きしていましたけども、国の方針の反している、国の方針に反している、国は決して全ての病院を民間病院にするという方針はありません。申すまでもなく、健全化であります。

また、現在、基本計画作業を進めていますが、ここに至るまでにも専任の業者だけでな

く、市民、医療、建築等の研究者、野洲病院スタッフ等々の膨大な本当に汗のこもった貢献があります。

先月、開催いたしました市民病院の基本計画案に係る市民懇談会では、今日もこの議場でも、議員からご紹介がありましたように、会場いっぱいの参加者があり、多くの提案が出されました。もちろん、出された意見は決して原案を安易に容認するばかりではありませんでしたが、市にとっては厳しいご意見もいただきました。しかし、いずれの市民の方も新しい病院や駅前を今定められた計画の方向で少しでもよいものに仕上げたいという熱意からご意見、ご提案をいただいたと感じております。

また、先の議会特別委員会でも、本当に私も和やかな雰囲気の中で、病院基本計画案に対して議員からも建設的なご意見をいただいたと実感しており、今議会の代表、一般質問でも、積極的、明らかな反対の表明はなかったというふうに理解をしております。

こうした中で、歳入歳出の内容としても、無理も瑕疵もなく、条例執行に必要な額を適切に見積もった予算案が議長も参加しての裁決により可決されなかったということは到底理解を超えており、まるで平穏な日常生活において事件か事故に突然遭遇したような思いを今いたしております。

このような結末を受けて、今、市民の皆さんに向けて、まず申し上げさせていただくことは、この事態を深刻に受けとめて、あえて言えば、無謀な暴挙の不合理性を冷静に分析し、地域医療の確保という課題解決のため、引き続き条例に基づき、病院整備の実現に向けて取り組んでいくということでもあります。

本日、議員のやりとりをお聞きいたしましても、反対のご意見というのは反対ということでは一致しておりますが、その後のスキームに関しては全くばらばらであり、本当に不安に思っております。

何度も何度も私が勝手にパッケージで出してきたとかおっしゃっていますが、この6年間、あり方検討、可能性の検討、基本方針、全て選択肢を出しています。物事というのは当然、選択肢を次は固まったものとして出さないといけない、これをパッケージ、パッケージとおっしゃっていますが、場所にしても、運用形態にしても、あり方とか可能性の中で本当にたくさんの選択肢がありました。それを絞り込んでいったわけです。かなりの方がご評価いただいたように、私のやり方で決して逃げも隠れもごまかしもしないで進めてきたと思っております。こういったことで、今日に至ったわけでもあります。

状況分析のいとまはまだ十分ありませんが、立入三千男議員による予算案修正動議の提

案理由からのみ判断いたしますと、病院関連予算の否決等の主な理由は3つあると考えられます。1つは住民のコンセンサスを得るべきということ、2つ目は建設費高騰への対応、3は市長の責任の3点であると考えられます。

少しお時間をいただきまして、この件に関して所見を述べます。まず、住民のコンセンサスを得るべきということではありますが、これまた議員でもご議論いただきましたが、これまで政策決定過程は全て公開をしております。検討会、あるいは評価委員会、全て公開をしております。データも全て公開をしております。もしか疑問があるのであれば予算を付けますから、議員の皆さん方が研究いただいたらいい、そこまで申し上げます。

第三者委員会とおっしゃいましたけど、第三者委員会にしたって、市のお金で依頼をしないとだめです。まさに言いがかりとしか考えられません。その方たちが示した議論、あるいはデータは全て公開しておりますから、もしか問題があるのであればご指摘いただいたら結構です。原稿には書いていませんけども、何回も出ましたから、言いますけども…。

(「議長、挨拶ですね」の声あり)

○市長(山仲善彰君) お時間いただいて、挨拶していますから……。

(「特別委員会でやったらいいんじゃない」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) だまってなさい。

○市長(山仲善彰君) 前に約束したから退席させて下さい。2回目は退席させると言われたでしょう。

○議長(坂口哲哉君) はい、次は退席します。次から退席。

○市長(山仲善彰君) 私はここで初めて申し上げますけども、去年の決算委員会でここで同席をしていた以降、当該の方に一切出会っておりません。そして、今日も、今、どなたかの議員が支援の可能性も調査を行ったときにあわせて、野洲病院にも監査もしていただきました。そのときにも厳しくして下さいとお願いしました。一切、何の病院計画への反論もありませんでした。突然やめられた。私は事務局長に「ぜひ挨拶をしたい」と言っただけですが、あれは、9月末か、挨拶もなしにやめていかれました。決して病院事業に疑問を持っておられたというふうには思っておりません。もともとお願いをしたときにも、もう病院事業は進んでいました。これが不思議です。そして、2回も公開質問状を出されました。私は丁寧にお答えをいたしました。ご承知のように、「文書よりはお話をしましうよ」と言ったら、「そのつもりはない」とおっしゃったわけですから。それを何回もこの議場

で代表監査委員であった方が異論があつてやめられましたと、これは、やはりはっきり申し上げます。きのうか、おととい、国会でやられたのと一緒ですね。私は理事長ではございませんけど、はっきり申し上げますけども、全くのうそであります。全くうそがこの議場で言われていること自体が、私はもうずっと今日は我慢して聞いていましたけども、まあそういう次第であります。

これまでの議論は全て公開しております。地方自治制度の基本である二元代表制に基づき、市民から選ばれた私、市長が透明性と市民参加を基本に政策形成を行い、同じく市民から選ばれた市民の代表である市議会に議案を提案し、議会審議を経て、決定、執行を重ね、事業を進めてきたということであります。まさに以上一連の手續こそ、今日も議員からもご説明ありましたように、住民のコンセンサスを得る手續であると考えており、これより野洲病院事業の設置等に関する条例もこれらの経過を経て、野洲市病院事業の設置等に関する条例の制定も至っていると考えております。

また、病院計画は、大きくは野洲駅南口周辺整備構想にも位置付けられているものであります。この構想の策定にあたっては、市民代表、専門家、市内各種団体、国、県、JR西日本等の交通事業者等、関係者全ての参画を得て、平成27年3月に策定されたものであります。この計画の中にも現在の場所に市民病院の位置付けがされております。

これほどの長い歴史、経過、いろんな方の協力のもとになった計画が本日、一瞬のうちに、私は3回見たわけですけども、条例ができてなかった、一瞬のうちに消えてしまいました。

今回、修正案を提出、賛同した議員が言われるコンセンサスを得るとは、これまた、先ほども議員間の議論でありましたけど、具体的にどういう手續、あるいは抗議を求めておっしゃっているのか、自分たちの主張をただ押し通すことだけを指しておられるのか、全く不明であります。私は、コンセンサスは大事ですよと、そしてまた、手續をしているとかおっしゃったが、私は、今申し上げたような手續を前提に手續が踏まれていますよということを申し上げたわけであって、コンセンサスはこの手續をしてきているというふうに自負をしておりますし、半数の議員の方はそれをこの場でもおっしゃっていただきました。

次に、建設費高騰への対応についてであります。病院事業の収支に関しましては、専門家の協力も得て、可能な限り精度の高い試算を行い、公開をしてきております。また、営企業の場合、固定資産等の投資額の妥当性の判断は桁数や一般会計規模との比較で感行的に行うものではなく、企業経営でありますから、それを将来の事業活動で回収できるか、

できないか、その観点で行うべきものであります。さらに、物価及び建設費の動向も把握して、議会でも答弁等をしており、こういったものを織り込んでいる他、基本設計の完了とあわせて、建築費の見積もり額を得ることとなっていますが、その見込みも先日の特別委員会で一定の幅、レンジでお示しをしております。動議の理由は過度な要求であり、むしろ、いまだこの期に及んで、不安を理由に、いわゆるだだをこねているのと全く変わりはありません。なお、将来の高騰リスクに関しましても、2割高でのシミュレーションを1年前から公開をしております。

最後に、市長の責任についてであります。これも議員から言うていただきました。地方自治法等、法令に定める市長の責任ということは当然であり、既に明言をしております。責任転嫁との指摘がなされておりますが、誰から誰への何の転嫁なのか、全く意味不明であります。しゃべればいいという、そんな程度の議論しかされていません。それ以上のような責任を求めているのか、本当ははっきりしていただきたいと思うんですが、全く明白ではありません。行き過ぎた要求であれば、それは何だといえ、恫喝的要求であり、不当要求であります。また、提案理由でのご期待が、いわゆる大言壮語、虚言、妄言型の責任を標榜することであるとするなら、これは修正議案、提案された方には容易なことか知りませんが、私にとっては許しがたいことでもあります。そういった責任論は市民の皆さんに対する無責任で不誠実な行為であると私は考えております。

以上のとおり、いずれもこれまで市行政の機能と能力を限りを尽くして、誠実に対応してきていると確信していることばかりであります。この事態を受けて、今後の展開として、一番重要な1点目である住民のコンセンサスに関して、ご提案をこの場をかりて申し上げます。修正動議の提案理由における住民コンセンサスの概念、ないしイメージはただいま申し上げたとおり、どういうものを求めておられるのか、全く不明であり、またそのコンセンサスを得る手法についても、ご提案の中にはなく、不明であります。通常考えられる市民コンセンサスは先ほど申し上げました代表民主主義である議会審議と議決であると考えますが、それを越えたコンセンサスと言われるのであれば、むしろ議会制民主主義を否定とまでは言いませんが、軽視して、議員さんに委ねられたせつかくの権限、職務を放棄されていることになると思いますが、いわゆる直接民主主義制しかあり得ません。

自ずからそういったことになれば、野洲市まちづくり基本条例及び住民投票条例に基づく住民投票の実施しか落ちはないという考えに至りました。住民投票は前者の条例、これはまちづくり基本条例であります。第22条に市政に関する重要事項について、直接住

民の意思を確認するため住民投票を実施することができること。また、市議会及び市長は住民投票の結果を尊重することと定められておりますし、住民投票条例第19条には「一の事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない」と定められております。こういったように、制度上の限界を有しており、また議会制度を補完するものでしかあり得ません。また、約1,500万円もの経費も付与します。このため、私は過去から議員からも提案がありましたが、積極的に対応はいたしませんでした。しかし、先ほど申し上げましたように、市の秩序を無効化ような議決によって、本市の議会制民主主義の根幹が揺るがされ、そして実現化された今におきましては、致し方なく、とるべき方策ではないかと考えております。

今後、できるだけ速やかに住民投票を実施することを視野に入れて検討し、選択肢の設定及び予算、またその手法については改めて議員、あるいは市民の皆さんにお諮りすると共に、当然予算が伴いますので、病院整備に係る予算とあわせて提案は行ってまいりたいと考えております。

というところが先ほどまでだったんですが、またハプニングがありまして、福祉医療が圧倒的多数で議決をいただきました。この議会で申し上げましたように、私も大事だと思っています。しかし、野洲市は病院をつくらないといけない。その他、まだ子育て、そして野並議員がおっしゃった。私は今の国の介護保険制度が一番最初から心配だと言っています。全国の市長で一番最初から声を上げているのは私です。国保の一元化も私は一番心配しています。

(「どうやって調べた」の声あり)

○市長(山仲善彰君) そうということが生活……。

○議長(坂口哲哉君) 退席するか。

(「しません」の声あり)

○市長(山仲善彰君) いいかげんにして下さい。約束と違うんですか。あなたは差別です。

○議長(坂口哲哉君) しゃべるなど言ったでしょう。

(「今の証言に確証があったんですか、今の」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 確証あるかないかのそんなん別の問題でしょうが。

(「じゃ、退席はしませんと言っていましたけど、回答で言うた

ら。あと議長は判断していないんじゃないんですか」の声あり)

○議長（坂口哲哉君） 次、しゃべったら退席してもらいますよ、ほんまに。

○市長（山仲善彰君） じゃ、引き続きよろしいですか。

○議長（坂口哲哉君） はい、どうぞ。

○市長（山仲善彰君） 全く矛盾はしています。ぜひ私もやりたい。でも、1億円を生まないとだめで、毎年4,000万をやれば、入り口からだめになります。起債同意が不可能になります。野洲市が福祉医療を取り組みますと言った段階で、私が県の立場であったら、わかることです。私でも、野洲市さん、何考えているんですかと。一番最初から言っていますように、象が針の穴を通り抜けるほど難しい、でも通り抜けられるということに進めてきました。本当にいろんな方の力があって、ここまで来ました。

そこに福祉医療を圧倒的多数でやれとおっしゃった。これは羽をもいで飛べというのと全く一緒です。恐らく皆さん方は、市民の方に野洲市長は、福祉医療をせっかく提案しているのにやらないよとおっしゃる。病院が欲しい人と福祉医療の欲しい方が合う場合もあるし、違う場合もあります。世論を分断するわけです。これは家計でも全くそうじゃないですか。野並さんたちは弱者のことを考えておられる。私もそこは徹底的にと思って、全国でも有数だと思っていますけども、やはり何もかもはできません。

だから、住民投票という案を持っているんですが、今はそれを堅持していますけども、住民投票の中で、じゃ、福祉医療が絡んできた場合に市民の皆さん方はどう判断されるのか。まだ、ここは整理ができておりません。先ほど、私は帰って、ここまで、先ほどのとこまではお昼に大体仕上げました。

ということで、先が見えない、あるいは方程式といえ、解けそうだったところが何とか、まあだめだったんですけども、住民投票ということで少しと思いましたが、また新しい方程式が出ていましたので、今日はこの場で本当は明確な方針を出したかったんですが、及びませんが、少なくとも病院事業はもしかここで頓挫したら、私としては、私のためというよりは市民の立場からして、野洲市のまちができて12年、一大汚点になる。命脈は絶対断ってはならないと思っておりますので、まずは議員の皆さん方の判断です。市民が市民が、少数がと、少数の意見が大事であります、それもすくうのは議会の場であって、議会の方が少数意見を私に採用せよと、こうしたら、一切仕事できません。

そういったことが駅前が30数年空き地であった。国8バイパスが30周年ほったらか

しであった。クリーンセンターの改築ができなかった。学校の耐震化がほったらかしだった。そういうことの繰り返しですよ。先ほども誰か褒めていただいたように、ほとんど過去の宿題、私がやらせてもらったのは過去の宿題です、まだ。ようやくこの病院が目処が立てば、いろんなことができる。でも、この病院ができなければ、おどかすのではなしに、前から申し上げているのに、今年度の予算だって厳しくなってきます。期待しておられる方があるかもわかりません。駅前の土地に注いでいるお金を今回は有効に使う、あるいは起債の償還も有利に病院起債でやるという、野洲市財政にとってもいいスキーム、これが崩れるわけでした、病院だけが崩れるわけではないです。今日はずっとお聞きをしておりましたけども、もうこれで終わります。

まあそういうこともありましたので、少し長くなりましたが、所見を述べさせていただきました。ぜひあす以降、また皆さん方と議論して、市民のためのまちづくりに取り組ませていただきたいと思っております。

今年度もあとしばらくでございます。最後に、議員の皆様方にはご多用、ご多忙のことと存じますし、季節の変わり目であります。まずはご自愛の上、市民福祉の向上とまちの発展のために一層のご活躍をいただきますことをお願い申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、平成29年第1回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。（午後7時37分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成29年3月24日

野洲市議会議長 坂口哲哉

署名議員 河野司

署名議員 立入三千男